

# 琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

沖縄問題（復帰後の沖縄経済の方向に関する短期委員会（森永委員会））

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43643">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43643</a>

年次報告



年 次 報 告

昭 和 42 年 度

社 団 日 本 経 済 調 査 協 議 会  
法 人

# 昭和42年度年次報告

## 目次

発刊のことば	1
はしがき	2
I 昭和42年度における調査活動	5
1 昭和42年度に完了した各調査研究報告の解説と要約および提言	5
(1) 東南アジアの日本系企業	6
(2) 成長するサービス産業	15
(3) 円の国際的地位	23
(4) わが国産業の再編成	30
(5) 社会保障制度の再検討	47
(6) 将来のエネルギー供給上の諸問題	55
(7) 昭和40年代の雇用問題	70
2 昭和42年度末において継続中の調査一覧表	78
II 昭和42年度に実施した海外調査機関との共同研究	79
III 昭和42年度に刊行した各種資料	81
IV 昭和42年度に開催した各種会合	87
V 庶務事項	91



## 発刊のことば

日本経済調査協会が誕生して今日までに6年半の歳月を経過した。顧みれば、本会設立当初国際的には東西対立の緩和、EECの結成等に刺激され、わが国経済もようやく本格的な国際化時代に入ろうとし、政府・財界による各種使節団の派遣や受入れが相次ぎ、本格的自由化の第一歩である貿易自由化率90%達成が急がれていた。

封鎖経済の下で高度の経済成長が続き、いわば頂点に達した昭和30年代の終りから、開放経済に大きく飛躍しようとしていた時、本会は、まさに時代の要請によって生まれたものといつてよからう。したがって、調査研究の基本方針は国際的な視野と見識に立って内外経済の諸問題の実証的な研究を旨とした。

爾来数々の研究成果をあげ、それらは周知の通りその都度公表され、関係方面に対して、少なからぬ影響を与え、その幾つかはすでに政府・財界における政策となって具体化されたものもある。

昭和42年8月本会は社団法人の許可を得た。この機会に過去6年間の実績を振り返ってみる時歴史の歩みを強く感得することができる。

そこで今回から、われわれの研究成果の一里塚として年次報告を出版することとした。さらにゆくゆくは英文の年報を作製し、広く世界各国の有力な研究機関との交流をはかりたい考えである。

この企てが、1年間の業績の集積と反省、ならびに今後の研究計画推進のための資として、本会にとって意義あるのみならず、会員ならびに関係各位に対しても何らかの御参考になれば幸いである。

昭和43年9月

代表理事	植	村	甲午郎
同	中	山	伊知郎
同	永	野	重雄
同	岩	佐	凱実

## はしがき

本会は昭和37年3月に設立され、すでに6年有余の歳月を経過し、会員をはじめ関係各位の御協力により数多くの研究成果をあげることができた。

わが国経済の国際化へのスタートとともに誕生した本会は、国際経済問題ならびに国際的視野に立っての国内経済問題の究明を使命とした。

また、本会の研究はテーマ別の委員会制度によるグループ・スタディの形式をとり、委員として広く産業界、学界、官界から優秀なエコノミストの参加を願い、理論と実際とを結合した実証的な研究成果をあげ、各界の参考に供してきた。

本会は一般に財界の調査機関と称されているが、その委員会の構成が示すごとく、特定の機関や団体、あるいは企業の利益のためにするものではなく、国民経済的立場に立った中立的存在であることが、また強調されなければならない一面である。

今回、われわれの業務実績の締めくくりと反省、さらには今後の研究計画の参考に資するため、昭和42年度分より年次報告を発刊することとした。同年度の実績ならびに昭和43年3月末現在における研究成果の累計を示せば次の通りである。

	昭和42年度末累計	昭和42年度実績
調査報告書	47	8
翻訳資料	175	36
OECD Observer	19	7
英文 JAPAN シリーズ (邦文「日本経済の現状」その他)		14

総計47冊に及ぶ調査報告書は広汎な分野に及ぶが、これを内容的に分類すればほぼ以下の通りである。

I 国際経済	IV 財政・金融
1. 先進国問題	1. 国際金融
2. 発展途上国問題(南北問題)	2. 国内金融
3. 東西問題	V 産業構造
II 自由化対策	VI 賃金・労働・物価
III 貿易	VII 社会保障

これを昭和42年度の調査報告についてみれば、「東南アジアの日本系企業」(I-2)、「円の国際的地位」(IV-1)、「わが国産業の再編成」、「将来のエネルギー供給上の諸問題」、「成長するサービス産業」(各V)、「昭和40年代の雇用問題」、「経済成長と物価」(各VI)、「社会保障制度の再検討」(VII)となる。

以下にこれらの報告書の巻頭に掲げた要約と提言を採録するとともに、若干の解説を附することとした。

次に翻訳関係その他の資料に関しては、外務省の好意により出先機関から現地の調査機関等に調査を委託した資料の提供が多く、何れも一般には入手し難い貴重な資料であり、本会で訳出して会員に頒布している。その他、本会を来訪された外国のエコノミストの講演速記を翻訳したものや、本会が独自に収集した資料も含まれる。

何れも今日の課題として一般に関心の深いテーマであり、しかも比較的最近のデータを集めているところに特色がある。これらの内容についてみれば、欧州経済共同体 (EEC) 関係資料14冊、各国別資料13冊、全欧州関係3冊、その他6冊となっている。欧州関係の資料に片寄り過ぎた感があるが、これは OECD や EEC 関係の資料が豊富である上に、資本自由化に関連してアメリカのヨーロッパ直接投資やそれともなうヨーロッパ企業の再編成問題等注目すべき事実が少なくなかったことにもよるものである。今後はさらに、広範囲に資料を収集し、会員各位の要望に応えたい考えである。

なおアメリカの National Bureau of Economic Research (略称 NBER), Resources for the Future, inc. (略称 RFF), 西ドイツのキール大学 世界経済研究所, フランスの Institut français de promotion des petites et moyennes entreprises 等の諸機関と本会の間に相互に研究者の派遣ならびに受入れによる共同研究が進められている。このうち、最初の NBER との共同研究は「経済成長と物価」というテーマですでに公表された。今後、国際化の進展にともない、本会としては研究調査活動の国際協力を一層促進したい考えである。

最後に、本会は創立5周年を記念して法人組織の申請をし、昭和42年8月31日付をもって総理大臣の許可を受け、社団法人として発足することとなった。お蔭をもって本会の会員数も、事業の成果を反映して着実な増加を示し、財務状況も順調に推移している。

昭和43年9月

専務理事 青葉 翰 於

I 昭和42年度における調査活動

1 昭和42年度に完了した各調査研究報告の要約および提言

## 「東南アジアの日本系企業」

わが国企業の対外投資は年を逐って増加しているが、近年とくに、東南アジア地域に対する民間企業の投資がめだって増加している。これらの進出企業の中には、現地の政情不安や経済情勢の悪化等に遭遇して、困難な経営を続けているものがあり、順調な経営状態に入っている企業の場合でも、現地進出の当初には、予想もなかったような障害に直面したものが少なくない。

ところが、これらの企業が現地進出にあたり、どのような障害に直面したか、また、どのような苦心をしているかということは、一般にあまりよく知られていない。したがって、後から進出する企業が、前者と同様な障害に直面し、それを克服するのに一方ならぬ苦心を重ねているのが実情である。

そこで、まず東南アジア諸国の投資環境や産業立地上の自然的・社会的諸条件を明らかにするとともに、これらの地域に進出している日本系企業の実態を把握し、今後進出しようとする企業にとって参考となる指針を得ようというのがこの調査の主な目的であった。

昭和40年3月に、「東南アジアの日本系企業」についての長期専門委員会を設置して以来、約2カ年にわたり、東南アジア地域について、経済事情等を調査するとともに、とくに、現地に進出している日本系企業につき、アンケートによる実態調査を実施した。このアンケートの内容は17項目、78件にわたるきわめて詳細なものであったが、幸い関係企業の全面的な協力を得て、内容の充実した豊富な資料を得ることができた。これらの資料を中心として、27回にわたって開催された専門委員会における討議をへて報告書を取りまとめた。

この報告書は「投資環境」と「企業進出上の諸問題」の2章より成る「総論」と、フィリピン、南ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、マレーシアおよびシンガポール、ビルマ、セイロン、インド、パキスタン、インドネシア等各国別に分析した11章より成る「各論」とに分かれている。また、このほかに、関係企業の格別の厚意によって公表を許された個別企業の実態調査報告を「付属資料」として取りまとめた。全体は本文590ページ、付属資料406ページ、合計約1,000ページに及ぶ膨大なものとなった。

すでに、東南アジア諸国の経済開発計画をはじめ、諸制度や統計資料を紹介したものはあるが、この報告書は、これらの制度や統計の背後にある実態を明らかにするとともに、とくに、進出企業の内側からみた問題点をとらえたものとして、他の調査にみられない特色を有するものとなった。

また、巻頭に掲げた「進出企業の共通課題」は、このような調査結果を総合した上で、多くの進出企業に共通すると思われる課題について本委員会の見解を明らかにしたものである。

この報告書が公表されるや、新聞紙上その他で取り上げられ、東南アジア地域にこれから進出しようとする企業にとって良い「ガイドブック」であるという評価が与えられた。すなわち、工業製品の輸出市場の確保という面からも、原材料の安定的な入手という面からも、あるいはまた、現地側の工業開発の要望に応えるためにも、わが国企業の開発途上国への投資は今後ますます増加するであろうが、その際に本報告書で指摘しているように、周到な事前調査が必要であり、また、ここに述べられている実態は何よりの指針になるであろうとされた。

とくに、実態調査にもとづく、卒直かつ生々しい報告が強い感銘を与えたようである。たとえば、「現地当局との折衝」の項で、「現地政府の役人のモラル等について苦情がみられ、国によっては賄賂を与えないと手続が難行するといった例もある」と述べるとともに、一方では「シンガポール政府はすこぶる清潔かつ公平な政府であり、他にみられるがごとき不当な取引は絶対に許されない」といった評価を与えているが、これらの点が新聞紙上等に引用された。また、「治安が悪くて、現地工員は護身用のピストルやナイフを携帯して通勤している」といった点を記事にして報道したのもあった。

なお、本報告を審議する総合委員会の席上では、「東南アジア地域に限らず、他の地域においても、同様な調査を実施するのが望ましい」との意見が表明された。

反響は国内ばかりでなく、東南アジアや極東諸国の関係方面にも及び、これらの国の在日公館を通じて、報告書の入手方を申入れてくるものもあった。

また、巻頭の「共通課題」の中の「日本側関係当局等への要望」で「民間企業進出の事前調査に必要な資料の整備」や「海外派遣要員の育成体制の強化」などが指摘されたが、その後、アジア経済研究所では、東南アジア諸国の「投資概観」を作成する計画を進めており、また、「貿易大学」の設立気運など、財界においても、国際人養成についての関心が高まった。

以下に掲げるのは、この「進出企業の共通課題」の全文である。まず第1に、「周到な事前調査の実施」をあげているのは、あるいは言い古されたことのように思われるかも知れない。しかし、われわれは、この調査を通じて、わが国の進出企業が失敗に陥り、あるいは多大の困難に逢着した原因の多くが、事前調査の不備にあったことを改めて認識し、とくにこの点に注意を喚起しようとしたものである。第2に掲げた「良いパートナーの選択」は、現地で合弁事業を起そうとする場合に、最も慎重な配慮を要するところである。

以下、「現地側経営権の尊重」、「現地ベースを心得た折衝」、「適応性に富む駐留者の派遣」、「労務管理における現地慣習の尊重」などは、いずれも、海外に進出する企業にとって共通する課題である。さらに第7番目に「現地人技術者の養成」についての注意事項をあげたが、こ

では、現地人研修生を日本に派遣することが必ずしも良い成果をあげていないという意外な調査結果を明らかにしている。

そのほか「現地事情に適応した生産技術の導入」を指摘するなど、何れも、東南アジアにおいて日本系企業が直面した各種の障害やこれを克服するために支払った多くの貴重な経験を背景として、重要な問題点を簡潔に表明したものである。

## ■ 進出企業の共通課題

### はじめに

東南アジアと一口にいって見ても、それぞれの国によって、歴史も民族も経済の発展段階もかなり異なっている。一国内でも種族が岐かれ、言語が違い、このことが、経済開発上の大きな制約になっている場合も少なくない。したがって、今後、東南アジア地域に企業進出しようとする場合には、それぞれの国により、また地方によって異なった現地事情に適応した体制をもって臨む必要があることはいうまでもない。本報告書本文において、各国、各地域別の投資環境や産業立地上の諸条件等をできるだけ詳述することに努めた次第である。進出企業が経験した貴重な体験や当面している多くの問題点の指摘は、これからこの地域に進出しようとする企業にとって多く示唆を含むものと信ずる。

ここでは、今後、東南アジア地域に進出しようとする企業が、長期的視点に立って、現地の経済社会に貢献しつつ、自らも発展を続けてゆくには、如何なる姿勢で臨むべきか、また如何なる配慮が必要であるかといった共通的な課題と思われる諸項目をとりあげて、われわれの見解を明らかにし、最後に、関係当局や関係諸機関に対する要望を掲げることとする。

### 1. (周到な事前調査の実施)

東南アジア地域に企業進出するにあたっては、事前の周到な調査を怠ってはならない。

この地域に進出した企業が失敗し、あるいは多大の困難に逢着するのは、予想外の政変や産業国有化等の急進的な経済政策など個々の企業努力を超える原因による場合もあるが、事前調査の不備に起因している場合が少なくないのである。

東南アジア諸国の諸統計や過去の表面的な報告資料等を軽率に信じて、統計の背後にある事実や流動する現実を見落したりすることがあってはならない。産業立地上の自然的・社会的諸条件を的確に把握した生産技術を導入すべきであり、とくに、現地の一次産品を原料として利用する場合には、集荷から生産工程にいたるまで十分に吟味しておく必要がある。また、工場や作業場周辺の治安や衛生状況、あるいは地耐力等に対する事前調査を軽視してはならない。政府の工場指定地区内でも周辺の悪質な伝染病に悩まされたり、とくに地方では作業場での盗難が多く、多大の困難に逢着した事例も少なくない。

### 2. (良いパートナーの選択)

低開発諸国に企業進出する場合には、水先案内としても提携相手としても、よきパートナーを選ぶことが決定的に重要である。

東南アジア諸国に企業進出する場合には、現地中国系資本と提携するものが多いが、パートナーの信用や販売能力等を過信したために、経営の困難をきたしている例が少なくなく、遂には失敗して引揚げた例もある。提携相手を信頼できないために、結局合弁を打切って日本側単独資本とした例もみられる。

この地域には、信頼のおける信用調査機関が乏しいが、わが国の出先銀行その他の機関を活用するなど信用調査には慎重な配慮が必要である。

### 3. (現地側経営権の尊重)

創業の当初においては、経営権を日本側に保有する必要が少なくないが、経営が軌道にのれば、経営権に対する現地側の意向を尊重することが望ましい。

産業経営の経験に乏しい現地側に経営権を委ねることには多大の不安があるので、創業当初における出資比率では、日本側が過半を保有する必要があるが、次第に強くなってきている現地側の経営権保有の希望はできるだけこれを尊重することが望ましい。

当初、出資の過半を日本側で保有した企業の場合、経営が順調な軌道にのり、投資元本を回収した後、現地側パートナーの経営管理能力の向上にともなって、経営権を順次現地側に委譲し、きわめて友好裏に好成績を継続している事例に学ぶべきものが少なくないと思われる。

### 4. (現地ベースを心得た折衝)

現地当局との折衝には現地の比較的緩慢なペースを十分に心得ておく必要があり、とくに地方官庁等との折衝に性急さは禁物である。

低開発国の多くは外資の導入に積極的で、各種の優遇措置を講じているのが普通である。これらの国に進出する企業がその特典を得ることはきわめて重要な条件の一つである。

ところが当局との申請手続その他の折衝には現地ベースを十分心得るべきで、この点で現地側パートナーに依存できる合弁企業が単独進出企業に比べ非常に有利であることはいうまでもない。もし、日本側資本が単独で進出する場合には、当局との折衝や工場用地の取得交渉等に現地事情に習熟した現地邦人等の協力を得ることが望ましい。

とくに、地方当局における登記手続等では、現地側の不慣れもあって予想外に手間どる場合が多いことに留意する必要がある。

### 5. (適応性に富む駐留者の派遣)

現地に派遣する日本人については、適応性に富む健康な心身の保持者であることが望ましく、とくに、長期駐留者は現地語に習熟する必要がある。

気候風土の違う東南アジア地域に派遣される者は、健康で順応性、協調性に富み意志が強く、神経質でないものが望ましい。とくに、現地雇用者を管理する立場にある長期駐留者の場合は、現地語に習熟する必要がある。言葉が通じないために現地人との間にトラブルが生じた事例は非常に多い。

なお、一般に日本からの派遣駐留者は、欧米諸国に比べて交替が激しいといわれ、この点で現地事情等に習熟した専門家に乏しいきらいがある。また、この地域の派遣駐留者の帰国後の処遇等に関連して優秀な人材を得がたいともいわれる。わが国の進出企業が今後東南アジア市場で大きく発展してゆくためには、関係企業等は現地に習熟した優秀な専門家の育成とその処遇に十分配慮することが肝要である。

#### 6. (労務管理における現地慣習の尊重)

現地人の労務管理には、福利厚生施設の整備等をともなった従来の日本的管理体制が一般に好成績をあげている。

しかし現地人の宗教的・社会的慣習はわが国とは非常に異なっており、これを十分に尊重する配慮が必要である。

現地人の雇用については、縁故よりも試験等による選考採用が一般に望ましいが、現地労働者の流動性は意外に高く、勤労意欲も一般に低い。このために、給与や昇進制度ばかりでなく、通勤上の便宜や、宿舎、娯楽場等の福利厚生施設、あるいは給食等について配慮するものが多く、このような従来の日本的労務管理体制が円滑に受け入れられている。

しかし、労働能率の向上のみに気をとられて、小乗仏教、回教、ヒンズー教等現地の異なる宗教上、あるいは社会上の慣習を軽視するとトラブルの因になり易く、また、異民族間の対立、言語の相違にも十分注意する必要がある。この点に関連して労働者の直接監督などは現地人に任せるのが無難である。

なお、労働関係法規の整備された国が多いが、一般には必ずしも厳守されているとはいえない。しかし、邦系企業としては労働争議を未然に防ぐ意味からも労働関係法の精神を尊重するのが望ましい。

#### 7. (現地人技術者の養成)

わが国は、官民協力して東南アジア諸国の技術水準の向上に積極的に協力すべきである。しかし、研修生の受入れ体制にはなお改善の余地が大きい。

開発途上国の経済開発上の問題は開発資金の乏しいこともあるが、同時にまた資金を有効に活用する能力が不足していることも重要である。わが国はアジアの唯一の先進工業国としてこの地域の技術水準——上は企業の経営管理技術から下は工場労働者の技能水準——の向上に協力すべきである。

東南アジア諸国に対する政府関係諸機関の技術協力は、現地に技術者養成機関を建設し、あるいは技術研修生を受入れるなど、次第に広範な分野に積極性を増していることは認められるが、民間の企業進出との関連においては、官民相互のなお一層の緊密な協力が望まれる。

なお、進出企業が現地人技術者を日本に派遣する例は多いが、研修生が帰国後期待された成果をあげないばかりか、むしろマイナスになっている例が少なくない。政府関係機関の研修生も欧米諸国への派遣者に比べて帰国後、不利な取扱いを受けるものが多いといわれる。これらの原因を現地側に帰することは容易であるが、日本側の研修生受入れ体制にも、また帰国後の処遇等についても改善の余地が少なくないと思われる。研修生派遣者側の期待に応えて、厳格な訓練を施すことが肝要である。

#### 8. (現地事情に適した生産技術の導入)

所得水準の低い東南アジア諸国に進出する企業は、市場規模に対応し、現地事情に適した生産技術を導入すべきである。

低開発諸国では、最新鋭技術の導入を希望するものが多いが、市場規模等からみて、当面は近代的量産技術や労働節約的な生産体系は必ずしも適切ではない。かえって、中小企業の優れた技術を導入して成功している事例が多いことは注目すべきである。

なお、現地産品を原材料として使用する現地側の要請が高まりつつあり、これに応えるのが望ましいが、その場合、現地事情に適した生産工程の選択はいうまでもなく、集荷コスト等を含めて現地産原材料の安定的供給の確保には特段の注意が必要である。

#### 9. (製品需給の的確な見通し)

東南アジア地域に企業進出する場合に、製品の需給に的確な見通しをもつことが肝要である。

わが国の企業の中には、他の同種企業が進出しているからといって、追隨的に進出しようとするものがみられるが、製品の需給事情と販売力についての確な見通しをもった上で進出すべきである。

日本側同種企業が狭い市場に競合して、取引秩序に混乱を招くが如きことは厳に戒むべきである。

なお、当局に期待した関税等による保護措置の遅れや、提携相手に期待した製品販売力の弱さなどが原因で、輸入製品等との激しい競争に立ち遅れ、困難な経営を続けている事例が少なくないことに注意すべきである。

#### 10. (相手国産業・経済への貢献)

海外進出企業はもとより、親会社も、相手国の経済開発政策に沿って、長期的観点に立って現地の産業・経済の発展に寄与することを心がけるべきである。

海外に進出する企業は相手国の経済の発展なくしては持続的な成果を収めることは不可能で



ある。わが国の東南アジア進出企業は、相手国の工業化を助け、近代的雇用の機会を増大し、技術水準の向上に寄与し、あるいは外貨の節約に貢献してきたが、さらに今後は積極的に現地の未利用資源の開発、現地産原材料の利用、加工工程の拡大、下請け関連産業の育成等に努めて、産業・経済の一層多角的な発展に寄与することを心がけるべきである。このためには、利潤はできるだけ再投資することが望ましい。

親会社が当面の利潤追求に急なあまり、進出企業の成長を遅らせるようなことは戒むべきである。この地域に進出した企業が、雇用者の健康管理を兼ねて医療施設を建設して、地域住民の利用に供し、製品の搬出のために港湾を整備して附近漁民の利用に供するなど地域社会に貢献して友好関係を深めている事例がみられる。

なお、この地域では一般に上下水道施設等が不備で、進出企業は水の汚染など産業公害の防止等にも注意が必要であろう。

#### 11. (日本側関係当局等への要望)

いわゆる南北問題は今日の世界の最も重要な課題であり、アジアに位置する唯一の先進工業国として、わが国が東南アジア地域の経済開発に協力すべきはいうまでもない。この地域の経済がいつまでも停滞し、格差が拡大することは、円滑な国際経済交流を阻害し、わが国の経済発展にも好ましくない影響をもたらすに違いない。

わが国は国民所得の1%を経済協力に支出することを約し、また、アジア開発銀行を支援するなど低開発諸国との経済協力に積極性を増しているが、さらにアジア・ハイウェイの建設、メコン河の開発等国際的な建設プロジェクト等にも一層積極的な援助を与えることが望ましい。

現地の政情が安定し、経済発展が相当の段階に達すれば、民間企業の創意による果敢な投資に期待できるであろう。戦後のめざましい経済成長ともなっており、わが国の工業は急速に発達し、国内の需要を充足し、さらに、製品輸出の増勢が続いている。昭和41年度には100億ドル輸出を達成したわけであるが、この次には、工業資本の海外進出の勢いが次第に高まるに違いない。いわば、工業製品の輸出に、さらに資本輸出が加わって、共に増大すべき一つの転機に立っているのが、今日のわが国の経済であるといえよう。しかしながら、東南アジアその他の開発途上国への民間企業進出にはなお多大のリスクをとまう場合が多く、また、個々の企業努力を超える問題も少なくない。

したがって、政府や関係諸機関は、投資リスクの保険、金融上の便宜その他民間企業の進出を支援するために一段と積極的な施策を講じることが望ましい。ここでは、民間企業の進出と直接関連し、さしあたって解決すべきものとして関係当局や諸機関に対し、若干の要望事項を掲げることとする。

##### (1) 民間企業進出の事前調査に必要な資料の整備

東南アジア地域の経済事情、投資環境等に関する調査資料は、経済諸官庁や多くの研究機関等に分散して存在するが、事前調査に必要な税制その他の法制を含めた最新の資料を集中的に整備してタイムリーに提供し、さらに投資相談についてもこれに応ずる総合的体制を強化することが望ましい。

##### (2) 信用調査体制の整備

東南アジアに進出する企業が最も困難を感じるのは、提携相手の信用調査である。このためには、特定の信用調査機関の整備が望ましいが、さしあたっては、既存の政府関係諸機関や出先銀行等の緊密な連絡機構を設けて、企業側の要請に応ずる体制を整えるべきである。

##### (3) 海外派遣要員の育成体制の強化

今後東南アジアをはじめ海外に進出する日本人は次第に増加するが、国際化時代に対応して語学をはじめ現地事情に習熟した人材の養成機関を強化すべきである。

##### (4) 海外長期駐在者の子弟の教育機関の整備

長期駐在者にとって子弟の教育は最も重要な問題の一つである。現地に日本人小学校等の施設のあるところもあるが、官民協力してこの種施設の拡充強化をはかることが望ましい。なお、高学年子弟の日本における教育の便宜等にも、政府は関係機関、業界等と協力して積極的な施策を講ずることが望ましい。

##### (5) 企業進出にともなう日本側関係当局の事務処理の簡素化

企業進出に関連して日本側当局に対する事務手続等において、入手の困難な現地資料等を求められるなど、多くの時間を要する場合があるが、現地側の手続等に支障をきたさないように日本側手続の簡素化を図るとともに迅速な事務処理が望ましい。

##### (6) 民間企業進出に関する受入れ側との共同研究体制の整備

企業進出する側も、これを受入れる側も深い相互理解と信頼の上に立って協力することが望ましい。このために、わが国と開発途上国の民間経済界を中心に、双方にとって望ましい企業進出が円滑に行なわれるように共同調査研究体制を整備すべきであり、政府はこれを支援することが望まれる。

##### (7) 世界各地における邦系・諸外国系企業の実態調査の実施

われわれは東南アジア地域に進出している邦系企業の実態調査を実施したわけであるが、この地域の欧米先進諸国系企業との比較調査や、また、これらを受入れている現地側の動向等を把握することが望ましい。さらに中南米、アフリカ、大洋州など広く世界各地に進出している邦系企業の全面的な実態調査を実施すべきである。このような調査によって、わが国の企業進出上の問題点はいっそう明確にされ、多くの参考資料が得られるに違いない。政府関係諸機関は、協力してこの種の調査に積極的な支援を与えるべきである。

徳永委員会協力者氏名（順不同・敬称略）

委員長	徳 永 久 次	富士製鉄特常務取締役
主 査	安 芸 岐 一	関東学院大学教授
委 員	赤 羽 信 久	科学技術庁長官秘書官
	稲 月 啓之助	通商産業省通商局通商調査課長
	大 久 保 光 夫	前・日本貿易振興会調査部調査一課 (現・日本貿易振興会サンチャゴ事務所調査員)
	大 野 柳 作	大蔵省大臣官房調査課調査統計官
	楠 本 征 司	通商産業省貿易振興局貿易振興課
	麩 田 拓 二	農林省農地局農地課
	阪 田 貞 宜	アジア経済研究所総務部長
	坂 田 善 三 郎	独協大学教授
	佐 藤 日 出 男	海外技術協力事業団企画課
	篠 塚 徹	海外経済協力基金調査部調査第一課
	菅 原 藤 也	前・アジア経済研究所員(現・大東文化大学講師)
	須 山 卓	日本貿易振興会長崎貿易相談所次長
	田 中 稔	前・日本貿易振興会大阪本部調査課長 (現・日本貿易振興会ソウル事務所調査員)
	田 畑 新 太 郎	日本鉄鋼協会専務理事
	田 村 禎 三	日本貿易振興会調査一課
	中 西 茂	前・海外経済協力基金調査部調査第二課長 (現・海外経済協力基金ソウル駐在員)
	松 永 嶽 雄	海外経済協力基金調査部調査第二課長
	山 村 勝 郎	前・大蔵省大臣官房調査課調査統計官 (現・金沢大学法文学部助教授)
	木 納 崇	前・日本経済調査協議会調査部主任研究員 (現・三井物産(株)調査部調査課)

(2) 調査報告 67-2

—東畑委員会(中間報告)—

「成長するサービス産業—その生産性と価格形成—」

数年来、わが国の消費者物価の上昇傾向が続いているのに関連して、サービス価格のあり方に一般の大きな関心を持たれるようになった。生産においても、消費においても、われわれの需要するのは物的な財貨ではなくて、つねに財貨にサービスが加わったものか、あるいはサービスそのものなのである。そして、このサービス産業に就業するものの割合が、戦後急速に増加し、昭和40年には43%を超えた。アメリカではその比率が60%を超えるにいたっている。

ところが、従来、第3次産業に包括されてきたサービス産業については、その経済的・社会的重要性が増加しているにもかかわらず、その実態が明確ではなく、その機能についてもあまり調査されていない。この点に注目して、とくにサービス産業の生産性とその価格のあり方を明確にしよというのが、この調査の狙いであった。

昭和41年7月に「サービス産業の生産性とサービス価格のあり方」についての長期専門委員会を設置し、討議を続けてきたが、これは何分にも広汎な分野にわたる新しい課題であった。わが国におけるサービス産業の実態等につき、全面的な調査を行なうには相当の期間を要する。そこで、われわれは、まずアメリカにおけるこの種の問題の研究など既存の資料等を基礎として、サービス産業の特性やその経済効果の概要を明らかにし、これを「中間報告」としてとりまとめた。

この報告書は「総論」と「各論」とにわかれ、総論は「経済活動におけるサービス部門の意義」、「サービス産業の雇用構造」、「サービス産業の生産性測定」、「サービス産業所得推計上の問題点」および「サービス経済に関する諸研究の展望」の5章より成り、「各論」は「商業部門」、「輸送」、「広告」、「政府公共部門」および「教育・医療」のサービスについて概説した5章より成っている。

さらに巻頭に、本文の要約にかえて「サービス経済への認識」を訴えるとともに、「サービス産業の実態調査と統計整備」に関連して若干の「提言」を掲げた。

このほか、本委員会の研究過程で、アメリカにおけるサービス産業の研究家として著名な Victor R. Fuchs 氏の著書 "Productivity Trends in the Goods and Service Sectors, 1929~61". (アメリカにおける財貨およびサービス部門の生産性) および "The Growing Importance of the Service Industries". (成長するサービス産業) と、Fuchs 氏と Jean A. Wilburn 氏との共著 "Productivity Differences Within the Service Sector". (アメリカにおけるサービス部門の生産性格差) を、それぞれ翻訳権を得て邦訳し、各委員の参考に供

するとともに、当会の資料として配布した。

これらの中間報告書および翻訳資料を発表したところ、わが国において、この種の問題を調査した資料がほとんど皆無に近いせいもあって、ユニークなものとして各方面で注目された。とくに、学界などでは、報告書ばかりでなく、前記翻訳資料の内容なども、論文等に引用するものが少なくなかった。また、「サービス産業の実態調査と統計整備」に関する提言は労働省、通産省等の関係当局においても、その必要性が一層認識されてきたようである。たとえば、毎月勤労統計において、サービス産業を対象とする調査を拡充する計画が進められ、あるいは商業統計の改善について考慮がはらわれ、流通業の実態調査計画が立案されるなど、われわれの提言の趣旨を具体化する施策が進められている。

以下に掲げるのは、この「提言」と本文の要約にかえて、巻頭に掲げた「サービス経済への認識」の全文である。われわれは、サービスが「貯蔵に困難で、有形財のように流過程において蓄積されることがなく」、その「生産と消費とは同時に完結し」、「物的資本より人的資本に依存するところが大きい」という特性を明らかにするとともに蓄積することのできる有形の財貨のみを尊重し、無形のサービスを「無用のもの」ないしは「非生産的なもの」と考えがちな従来の認識は、もはや現代にあてはまらない誤った考え方であることを指摘した。将来は「知識産業」、「情報産業」あるいは「時間産業」などと呼ばれる新産業群を包括したサービス産業のウエイトが増大し、その就業人口比率も全体の50%を超えるようになる。このような、いわゆる「サービス経済」においては、物的資本の相対的重要性は低下し、小企業・自営業の重要性が増し、労働の個人化（パーソナリゼーション）傾向が進み、また、財貨産業の労働組合の重要性はむしろ低下し、かわって、専門職団体や業界団体の重要性が増大するという新たな経済現象があらわれるであろうとユニークな見解を明らかにしている。

## ■「サービス経済」への認識

—要約にかえて—

### 1. サービス産業の特性

財貨の生産から消費への橋渡しの役目を担う商業・運輸等の流通機構とそれを補完する金融・保険業をはじめ、理髪・洗濯・修繕業・興行等サービス部門に属する業種は多岐にわたっている。政府の提供する公共サービスの重要性も増大している。

さらに最近では、経営管理・市場開拓・研究開発・調査分析等の分野に知識を基礎商品とする企業群、いわゆる「知識産業」が発達しつつある。また経済の発展にともなって、財貨生産に従事する労働時間が短縮され、人間は個性的・創造的な活動に従事する自由な時間を多く享有できるようになった。このような個人の自由時間を有意義に活用させることを企業目的とする

いわゆる「時間産業」の発生もみられる。

これらの新産業群を含めて、サービス産業の範囲は広汎多岐にわたっているが、その提供するサービスはいずれの場合でも、貯蔵が困難で、有形財のように流過程において蓄積されることがないという共通の特性をもっている。また一般にサービスの生産と消費とは同時に完結するのが普通である。

資本装備においては、運輸・通信・電力業等のように、供給能力を高めるために巨大な設備を必要とするものもあるが、理髪・靴修理その他の対個人サービスにみられるように、資本装備が財貨産業に比し、一般に低いものが多い。しかし、高度かつ良質のサービスを提供するためには知識や技能の多年にわたる蓄積を基礎としなければならないのは、教育や医療サービスなどをみればとくに明らかである。財貨産業が物的資本に多く依存するのに対し、サービス産業の特徴は人的資本に依存するところが大きいところにある。

さらに、サービスの供給過程においては、消費者の役割が大きい。たとえば、スーパーマーケットやセルフサービスの共同洗濯場などにおいては、消費者自らその労働力を提供している。広告サービスの場合は、依頼主がその意図を広告業者によく納得させるかどうか成果を左右する。また患者の症状説明の良し悪しが医療サービスの効果に少なからぬ影響を与える。このようにサービス産業においては、供給者の知識・技能が必要ばかりでなく、消費者の知識・経験・資質等を背景とするビヘイビヤールがその生産性に影響を与える。

次に、貨客輸送・電力供給あるいは浴場・美容院等の例にみられるように、サービス産業の生産は不連続になり易く、ピークとボトムの差が大きい。これは生産と消費が同時に完結し、かつ消費者の行動に左右されるというサービス産業の特性からくるもので、この点においても一般の財貨産業とはかなり異なった特質をもっている。

### 2. 「サービス経済」の展望

所得水準の高い国ほど、サービス産業の就業人口比率もその所得のウエイトも高くなる傾向がある。

アメリカでは1880年代には就業人口に占めるサービス産業就業人口は約4分の1に過ぎなかったが、1960年では2分の1を超えるにいたり、「サービス経済」に入ったといわれる。

わが国の場合、サービス産業の就業人口比率は戦後1950年頃から次第に増加し、1965年には就業人口の43.4%を占めるにいたり、「知識産業」、「時間産業」などの新しい産業群の発達がみられる。

さらに今後はサービスの国際的交流—商社活動・輸出プラントのアフターサービス・海外広告・コンサルタント・観光等—がますます活発となり、「知識」の流出入の問題も軽視できない。

#### (1) 知識産業

「知識」を基礎商品とし、これを生産または流通することを企業目的とする産業群を知識産業と呼ぶ。「知識」の生産とは、調査研究や実験等による新知識・新技術の獲得、あるいは小説の創作、映画の製作等の活動をいい、知識の流通とは、生産された「知識」を新聞・雑誌・ラジオ・テレビ等によって伝達することを意味する。知識産業には教育・研究開発・出版・通信・広告・情報サービスの提供・放送等を含み、いわゆる「教育産業」、「情報産業」等と呼ばれる産業を包括した広い産業分野を指す。直接個人消費者を対象とするばかりでなく、経営管理やマーケティング等において財貨産業にサービスを提供する役割を果たしている。

#### (2) 時間産業

個人の自由な時間の利用ないしは時間の節約を企業目的とする産業群を時間産業と呼ぶ。学校・博物館・塾をはじめ映画・演劇その他の興行・スポーツ産業等が時間利用産業であり、秘書・観光案内業・貨物運送取扱業等は時間節約産業である。

1日24時間の配分如何が個人生活に大きな影響をもつことはいうまでもない。物的生産等に拘束される時間を短縮し、余裕の時間を利用して、大自然の美しさに触れ、創造的な制作に従事し、あるいは社会的な奉仕活動に参加する楽しみをもつことは、人間の教養や文化生活に重要な意義をもつ。時間産業は単に労働力の再生産に寄与するばかりでなく、個人の幸福感や精神的欲求の充足という観点からも重要な役割を担っている産業である。

このような新産業群を包括したサービス産業のウエイトが増大する経済においては、従来の物的生産を重要視した経済現象とはかなり異なった様相があらわれてくる。

- 1) 従来は、労働者の非人格化をもたらすような巨大な資本設備が発達してきたが、サービス経済においては、物的資本の相対的重要性は低下し、小企業・自営業の重要性が増し、労働の個人化（パーソナリゼーション）傾向が増す。
- 2) 労働力の不足・労働時間の短縮が進む一方、婦人および中高年齢労働者の雇用機会が増大し、パートタイマーが増加し、またボランティアの労働力提供も増える。労働とレジャー活動の区分の不明瞭なものもあらわれる。
- 3) 専門職団体や業界団体の重要性が増大し、財貨産業の労働組合の重要性はむしろ相対的に低下する。

わが国の場合、中高年齢層の再雇用の機会が乏しいなど、ここにいう「サービス経済」における現象とは相反する傾向もみられる。しかし長期的な展望に立てば、わが国でもまたやがて上述のような諸現象があらわれるであろう。

#### 3. サービス産業の生産性

将来、財貨産業の生産性を測定する方法として、雇用労働単位当り産出量すなわち労働の平均生産性が一般に用いられてきた。しかし、産出を増加させる要因は、労働力ばかりでなく資

本および技術進歩にもある。

したがって、産出を労働投入量で除した労働生産性を尺度とすることは、単純に過ぎ、しばしば誤用されている。

資本の寄与、さらには技術進歩にもなると、資本ストックに化体された「革新的設備」やまた労働力に化体された「熟練度」の貢献するところを分析すべきである。サービス産業においてはとくに熟練度が重要な意義をもつ。賃金に反映すべきは、このような分析にもとづく労働生産性の帰属相当分と考えるのが少なくとも理論的には正しいといえるであろう。

さらに、サービス産業においては、財貨産業の生産物と異なり、労働と資本との代替性が乏しくその提供するサービスは個性的・創造的なものが多く、上述のような多くの特性をもっている。したがって、サービス産業の生産性については、サービスの特性を十分に考慮して、その産出を評価・測定しうる尺度を新たに開発することが必要である。

#### 4. サービス産業の価格形成

サービス部門の価格形成に関して、消費者物価の上昇傾向が今なお停止しないために、とくにサービスの生産性と価格の関係が注目的となっている。

一般にサービス産業の生産性は財貨生産部門に比べて低いとされているが、サービスそのものの評価において、とかく過小となる傾向があるから、にわかにはその低生産性を断定できない。しかし、その生産性向上のためには、設備や装置においてなお近代化投資による改善の余地が少なくない。したがって、政府は中小規模の多いサービス産業近代化のための投資の促進、公益事業その他公共施設の拡充等にいっそうの努力を傾注することが望まれる。

さらに、価格形成機構は、なるべく自由競争の原理にもとづき、政府の干渉は最小限にとどめるべきであって、公共料金その他の価格統制は、単に価格を低下せしめることを目的とすべきではない。むしろ政策目標はサービスの質的低下を防止し、さらに公共サービスの質の向上とその拡充のための措置を実施すべきであると考えられる。サービス産業の価格形成についてはこのような観点から検討し、サービス提供者にも受益者にも適正な価格のあり方を明らかにすべきである。

#### 5. サービス産業の今後の課題

われわれはこの調査研究を通じて、今後の解明をまつ課題として、サービス産業の生産性の新しい測定方法を開発し、その価格形成について考慮すべき方向を指摘した。このほかサービス部門の実態を究明し、その望ましい発展をはかるためには、多くの問題点が残されている。これらについて、われわれはさらに調査研究を重ね、問題の所在を具体化する予定であるが、ここでは次の2点についてとくに指摘しておきたい。

##### (1) 流通機構の近代化

財貨生産部門では高度成長の過程において、著しい生産性の向上がみられたが、反面、流通部門の近代化は、国の施策が財貨産業にかたよっていたこともあって、立ち遅れがめだっている。

流通を担当する商業・運輸業の態様は複雑である。商業部門では卸商から小売まで何段階にも重なっているが、これを合理化するために、ボランティアチェーン化による一括仕入れ方式や、協業化による規模の利益の追求等が可能になるような環境の整備が望まれる。とくに、大都市においては、交通事情の悪化や店舗・倉庫等の拡張難から、商品の搬入に不便を生じ、流通機能の低下がみられる。この解決のためには、卸商の集団化——卸商団地・総合卸センターの建設——等を積極的に推進し、流通機関の適正配置を図るべきである。

輸送部門においては、運輸業者の他に自家輸送が介在して、その実態は十分把握されていない。しかし、この部門における輸送時間の短縮化と正確性の要請に応えるために、パレットやコンテナ等を使用する一貫輸送方式の普及を図るべきである。

従来、流通部門は金融面においても税制等においても、二次的なものとして取扱われ、制度的にも流通金融を阻害する要因があったが、この部門の合理化・近代化を促進するために、金融・税制等の分野においても政府の積極的施策、指導が望まれる。

さらに、商業でも運輸業においても、経営管理の近代化、事務の合理化を推進する必要がある。

## (2) 教育・医療サービスその他の社会環境の整備

教育・医療サービスその他の社会環境の整備は、国民の「健康にして文化的な最低限度の必要」という基本的要請を満たすことに関連する。

経済の高度成長、科学技術の急速な発展は、知識・技能の膨大な蓄積を要請する。したがって、学校教育ばかりでなく、家庭や企業内における教育手段が重要な役割を果たす。また、余暇の有意義な利用とも関連して、図書館・美術館・植物園・運動場等の整備を促進しなければならない。

医療サービスは、量産の困難な個人対個人の相対サービスであり、かつサービスの種類は疾病の種類に応じて千差万別である。また与えられたサービスが満足なものか否かその時点においては判断しがたいという特質をもつ。したがって、医療サービスの生産性の測定方法、あるいはその価格形成のあり方等については、この特性を把握して、研究開発すべきである。なお教育・医療サービスともに、その効果の発現には長期間を要する。したがって、その生産性については長期的な観点に立って、社会的評価が必要である。

さらに、上下水道の拡充その他の公衆衛生施設の整備をはじめ都市の再開発のための道路・公園その他の社会施設の整備等に政府サービスの拡充が望まれる。経済発展にともなう公害防止も重要な課題の一つである。

## — 提 言 —

### (サービス産業の実態調査と統計整備)

サービス産業の重要性が増大していることにかえりみ、その実態を解明するために関係統計を早急に整備すべきである。なお、産業分類についても経済社会の実情に応じて、機能の面から再検討することが必要である。

#### 1. サービス所得の概念の明確化と国民所得統計への利用

経済の巨視的関連を体系的に表現するモデルが国民経済計算の概念構成である。ところが、わが国におけるサービス所得の概念および推計はもともと論理的な根拠の薄い「第3次産業」の所得の一部として考えられ、サービスの本質についてはほとんど考慮されていなかった。サービスの流れの重要性と貢献を評価するために、論理的に整合した概念構成の中にサービスの生産と消費を編成する必要がある。

この概念構成にもとづくサービス所得を正確に推計するための基礎資料を開発、整備し、これを国民所得統計の作成に利用すべきである。

#### 2. サービス産業関係統計の整備

一般にサービス産業の本質と機能に対する認識が乏しいために財貨産業に比べ、統計類が不備である。国勢調査、事業所統計、商業統計、運輸統計などの基本的調査において、それぞれ調査項目を整備・拡充し、かつ相互の斉合性を高め、サービス関係諸統計を新しく開発すべきである。

- 毎月勤労統計調査の対象としての対事業所サービスおよび対個人サービスなどを含め、サービス産業について調査の範囲を拡張すること。
- 教育・医療サービスなど従来非経済的とみなされたサービス活動の分野についても、産出と投入あるいは雇用と賃金水準などの調査を他の調査と斉合する形で行なうこと。
- 賃金構造統計についても、サービス産業につき毎年実施することが望ましい。とくに本統計におけるサービス産業の中・小分類の項目の拡充を図ること。
- サービス産業における実労働時間を把握する方法を研究し、関係統計を整備・開発すること。このためにはパートタイム労働や季節的労働を把握し、またサービス産業の待ち合せ時間 (waiting time) とサービス提供時間の関係の研究が重要である。
- 事業所統計における産業分類や事業所名簿の作成にあたり、サービス産業の急速な変化の実態を把握しうよう工夫を加え、サービス産業の調査を工業統計と見合う程度まで充実すること。
- 企業の主体に着目した現行商業統計を改善し、流通経路、その段階別取引量、価格形成の実態等を業種別に明らかにするために、商品の流れに沿った流通統計を整備すること。

現行商業統計改善の方向としては、上述の諸統計との斉合を計り、

- ① 割賦販売統計を加え、
  - ② 販売高のほか、仕入・在庫・設備を把握しうるよう財務関係指標を加え、
  - ③ 卸売業については兼業（生産ないし加工）の実態をつかむこと。
- g. 家計調査ならびに消費者物価統計についても次第にウエイトを増している雑費項目の分類に再検討を加え、サービスの内容を明らかにすること。

### 3. サービス産業の実態調査と産業分類の再検討

サービス産業の実態把握は財貨産業に比して著しく遅れている。とくに、中小商業その他サービス産業の経営の実態調査を継続的に実施する必要がある。この調査にもとづき、経済的・社会的機能の側面から産業分類全体を再検討すべきである。

#### 東畑委員会協力者氏名（順不同・敬称略）

委員長	東 畑 精 一	当会調査委員長、東京大学名誉教授
主 査	高 橋 長 太 郎	一橋大学経済研究所教授
委 員	倉 林 義 正	一橋大学経済研究所助教授
	江 見 康 一	一橋大学経済研究所助教授
	山 田 善 二 郎	特電通副理事
	海 老 沢 道 進	大蔵省大臣官房専門調査官
	岩 田 幸 基	経済企画庁国民生活局消費者行政課長
	林 信 太 郎	通商産業省大臣官房企画室長
	花 岡 宗 助	通商産業省中小企業庁商業課長
	山 下 不 二 男	労働省大臣官房労働統計調査部調査課長
	森 田 稔	特日通総合研究所経済調査部主任研究員
	石 原 純 徳	通商産業省企業局消費経済課総括班長
	嶺 学	前・労働省大臣官房労働統計調査部調査課課長補佐（現・関西大学）
	斎 藤 寿 臣	大蔵省大臣官房調査課調査第一係長

### (3) 調査報告 67-3

—佐藤委員会—

## 「円の国際的地位」

わが国経済は戦後めざましい成長を遂げてきた。とくに、造船、鉄鋼生産等実物的側面における発展ぶりはめざましく、国民総生産は1,000億ドル、総輸出額は100億ドルに達し、国際社会に占める地位もまた向上してきた。ところが、この実物経済と表裏一体をなすべき通貨——「円」——の国際的地位はそれほど向上していないように思われる。

そればかりでなく、内外の経済金融情勢をみると、円の通貨価値に微妙な影響を与えかねないような問題があらわれてきた。たとえば、近年わが国の消費者物価の上昇が著しく、また、長らく安定していた卸売物価も多少上昇する傾向が出てきた。従来、物価問題は主として国内問題として採り上げられてきたが、物価の変動は本来為替レートにも影響を与える性格をもつものである。

さらに、海外においては、キーン・カレンシーである米ドルも英ポンドもその地位がゆらぎ、このことから、金価格問題、国際流動性問題、国際金融機関の問題等が発生している。英ポンドのごときは、国内経済の不振、金外貨準備に比して過大なポンド残高の存在等が災いして、ほとんど周期的にその地位を脅かされている。しかし、一国の通貨価値が不安定になり、またはその国際的地位が危機にひんしてから、何らかの対策をとろうとしても、それ自体非常に困難であり、また非常に大きな代償を支払わねばならなくなるおそれが多い（ポンドはその後平価切下げを余儀なくされた）。

わが国の通貨「円」について、単に国内的な見地ばかりでなく、国際的観点からみても、その地位を維持強化してゆくことがきわめて重要である。国際社会におけるわが国の産業・経済のめざましい発展に対応して、それにふさわしい水準にまで円の国際的地位を発展向上させてゆくため、われわれは何をなすべきかという問題を追求するのが、この委員会の狙いであった。

昭和41年3月、「円の国際的地位」と題する長期専門委員会を設置し、「円」の誕生からはじめて、戦前・戦後の円の国際的地位の変遷を顧み、さらに当面の国際収支や金外貨準備等について検討を加え、とりまとめたのがこの報告書である。

全体は本論と補論および付属資料より成り、本論は「総論」と「各論」とに分かれている。総論では、第1章序論において、「このテーマをとりあげた理由」を明らかにし、第2章では「国際的観点からみた円の課題」について多角的な検討を加えている。各論は、「円の国際的地位の変遷」、「円為替取引の実態と円の交換性の問題」、「わが国の国際収支の展望とその対策」、「わが国の金外貨準備と対外債権債務」および「国際均衡と国内均衡との調整政策」の5章よ



り成り、補論には「為替レートをめぐる諸見解」、「金問題」、「海外諸国のデノミネーションの事例」をあげ、巻末に金融年表を付属資料として採録している。そして、巻頭に「要約と提言」として、この問題に関する「基本的認識」と4項目にわたる提言を掲げた。

この報告書が発表されるや「デノミネーションの提唱」として予想外に大きな反響を呼んだ。すぐにもデノミネーションが行なわれるかのように受け取って、証券市場では不動産株など、いわゆる「デノミ関連株」が買い上げられたりした。参議院の予算委員会の公聴会では、田実全銀協会長が意見を求められ「デノミは実務家の立場からみてプラス面が多い。将来実施されることを期待する」と答え、水田大蔵大臣からは「日経調の提言には原則的に賛成だが、国内経済が安定した時期でなければできないので、いつ実施するかはわからない。長期的な課題だ」とその立場の表明があった。

これは、この報告書の提言の第1「現行 IMF 平価の維持と卸売物価の安定」の中で、「円のデノミネーション（呼称単位の変更）については、経済取引効率化のためにも、一般の誤解を解いて、適当な機会に実施することが望ましい」と主張した点がクローズ・アップされたものである。新聞や雑誌にとりあげられたばかりでなく、テレビに、宮崎経済企画庁長官が出席し京大助教鎌倉昇氏および当会の青葉専務理事らと「360円レートとデノミネーションの問題」について討論が行なわれたりした。

デノミネーションといえは、とかくデバリュエーション（平価切下げ）と混同され易く、インフレーションを連想するような一般の誤った認識を啓蒙するのに貢献したところが少なくなかったといえるであろう。

しかし、この報告書はデノミネーションだけを主張したのではなかった。たとえば、金保有に関連して、「わが国としては、金選好にかたよるような態度は避け、現今の国際流動性問題については、金価格引上げや金に基礎を置く準備資産創設等によらずに解決するよう、国際的に協力してゆくことが望ましい。」と述べている。当時のフランスの金本位制復帰を狙ったドゴールの政策とは全く対照的な主張であった。多額の金を蓄積したフランスの経済が、その後、大きな危機に見舞われたのに対し、わが国の経済は着実な成長を示し、国際流動性の問題に関連しては金の二重価格制が実施されるなど、国際通貨の上にも大きな変化がみられたことは周知の通りである。この報告書の主張も、このような内外経済・金融のその後の経緯に照して評価されるべきものであろう。

以下に掲げるのは、本文の巻頭に掲げた「要約と提言」の全文である。デノミネーションの提唱や金選好の問題の他に、「円為替利用の拡大」、「国際収支調整能力の強化」等を主張しているが、この報告書を発表した昭和42年5月以降に内外経済、とくに国際金融面で発生したいろいろな変化と照し合わせて、これらの主張やその根拠としたところはきわめて興味深いばかりでなく、今後の動向を考える上にも参考になるところが少なくないであろう。

## —要約と提言—

### 〔基本的認識〕

国際社会におけるわが国の産業・経済のめざましい発展に対応し、円の国際的地位をそれにふさわしい水準にまで、漸進的に向上させることが望ましいと考える。

わが国経済の国際経済社会に占める地位は近年相当高まっていると認められるが、これに比べて円の国際的地位は、円為替の利用状況、金外貨準備高その他から判断すると立ち遅れているといえる。この立ち遅れは、わが国の経済の急速な発展のためにやむを得なかった。例えば資本財・原材料・燃料の輸入と外国技術の導入を外貨資金等の事情が許すかぎり積極的に行ない、国内の産業施設の近代化、合理化、大規模化に振り向けてきたために、わが国の外貨準備の蓄積は欧米諸国のそれ程顕著ではなかったのである。これは企業会計でいえば、現預金を中心とする流動資産をできるかぎり圧縮して、その資金を設備投資に振り向けてきたのと似ている。この結果、このような企業会計からも類推できるように、わが国の産業の国際競争力は大幅に強化されてきているが、反面、対外金融の面で、相当改善すべき点が残されている。

今後、円の国際的地位は、今日の米ドル・英ポンドの如きキー・カレンシーに育成することは後述の如き内外の諸事情から困難であり、かつ望ましくもないが、わが国の経済力の充実とあいまって、それにふさわしい地位にまで漸進的に向上させることが望ましい。

### 1.（現行 IMF 平価の維持と卸売物価の安定）

現行 IMF 平価（1ドル=360円）は変更する必要がないばかりか、今後ともこれを安易に変えることは適当ではない。現行平価を無理なく維持するために卸売物価の安定を確保すべきである。

また円のデノミネーション（呼称単位の変更）については、経済取引効率化のためにも、一般の誤解を解いて、適当な機会に実施することが望ましい。

現行 IMF 平価は、国際収支状況、購買力平価、能率賃金平価その他から見て、上下いずれにも変更する必要は認められない。今後万一、為替相場が若干不均衡になったとしても、これを安易に変更する方向で問題の解決をはかるべきではなく、物価体系等、国内経済を調整してその不均衡の解決をはかるべきである。すなわち、わが国は IMF 体制下であり、為替相場の維持安定が国際的に課せられた義務であるばかりか、平価の変更は今後ウエイトの増大が予想される国際間の望ましい資本移動を大きく阻害するからである。

現行平価を安定的に維持するためには、輸出物価に関連している国内の卸売物価の安定に努

める必要がある。

近年若年労働力の流動性の低さもあって賃金上昇が大幅になってきていることに鑑み、消費者物価の上昇、賃金の上昇が卸売物価の上昇にはねかえらないよう経済運営上の配慮が強く望まれる。すなわち、近代化、合理化、大型化投資の促進、労働者の教育訓練による質的向上等により、生産性上昇率を海外諸国のそれよりも高める努力を続けるとともに、消費者物価の上昇、賃金の上昇を、卸売物価に悪影響を及ぼさない範囲に止めることが強く望まれる。

また、農業の保護政策、中小企業の共同行為、流通機構の不備、大企業の管理価格の価格政策等、競争を阻害する要因をできるだけ取除き、競争の徹底化によって、消費者物価騰貴の抑制に努める必要がある。

なお、主要工業国の対米相場はイタリアとベルギーを除いて1桁の数字になっている実情に鑑み、また、経済取引の効率化のためにも、適当な機会に円のデノミネーションを実施することが望まれる。しかし実施に当たっては、事前にデノミネーションについての一般の誤解、不安を取除くように十分なPRを行ない、経済金融情勢が安定している時期を選ぶことが肝要である。

## 2. (円為替利用の拡大)

将来、円が米ドル・英ポンドの如きキー・カレンシーになることは、条件も整っておらず難点も多いので、不可能であり望ましくもない。しかし、決済通貨として円が対日取引の面で広く利用されるようになることは望ましい方向である。このために国内の金融市場と外国為替市場を整備拡充する等、円為替利用のための環境を整備することが望ましい。

わが国の円は1960年の円為替導入のための一連の措置により、対外活動の場が与えられた。現在までのところ、円は貿易取引の面ではあまり利用されていないが、対日資本取引の面ではかなり活発に利用されているほか、政府間ベースでは、世銀出資円の利用、円借款、IMFよりの円の引出し、スワップ協定への参加等、漸次幅広く利用されるようになってきている。

今後の方向としては、円が米ドル・英ポンドの如く準備通貨として利用されるには、内外の諸条件が整っていないし、また、国内の金融政策ではコントロールできない部面での資金の対外流出入が起る等の難点があるので、キー・カレンシーになることは困難であり望ましくもない。しかし、わが国の対外取引の拡大、相対的金利水準の低下、円に対する信認の向上とともに貿易取引、資本取引の面で決済通貨としては、今後広く利用されることが予想され、これはまた望ましい方向でもある。

外国為替管理法を原則自由の方向に進め、国内の金融市場と外国為替市場を拡充整備する等、円為替利用のための環境を整備しておくことが望ましい。このためには、たとえば輸出入

銀行や外国為替銀行等の対外取引のための資金の供給を円滑化し、あるいはまた、市場金利ができるだけ自由なメカニズムによって形成されるよう努めるのが適切である。

## 3. (外貨準備の漸増と金選好の問題)

わが国の外貨準備は、主要工業国の保有水準や、輸入に対する比率等を勘案すると相対的に低水準にあることに鑑み、今後はこれを漸増させるよう努めるべきである。しかしわが国としては、金保有に関しては金選好にかたよるような態度は避け、現今の国際流動性問題については、金価格引上げや金に基礎を置く準備資産創設等によらずに解決するよう、国際的に協力してゆくことが望ましい。

わが国の金外貨準備は近年20億ドル内外の水準を維持しているが、この額は、世界主要国の金外貨準備状況や、輸入に対する比率等を勘案すると、相対的に低水準にあるといえる。

適正外貨準備については各種の議論があるが、諸外国やわが国の例をみると、外国貿易や資本取引の拡大とともに、金外貨準備を漸増させるか、あるいはそのような努力をしてきたことは事実である。今後は、それをなるべく増加させるように持ってゆくという方策が、政策当局も国民も納得できる現実的な政策のあり方であろう。

金外貨準備に占める金準備については、欧州各国の準備率（金外貨準備に占める金の割合）に比べると、わが国のそれは非常に低いことが指摘され、将来のありうるかも知れない金価格引上げ、あるいは金に基礎を置く新準備資産の創設にそなえて、今後は金準備をふやす努力をすべきであるとの主張もみられる。

しかし、①わが国の外貨準備の多くは海外の市中銀行に預託され、わが国の外国為替銀行の享受しているクレジット・ラインの裏付けとして利用されてきており、金購入に向けられる部分が僅少であること、②金購入は現今の国際金融情勢の下では国際通貨不安を助長することとなり、当面好ましくないこと、③金準備を高めておくと、これを失いたくないばかりに国内経済政策は引締め勝ちとなり、国民経済の成長発展を阻害しかねないし、また、黒字国側からの国際収支調整を不円滑にすること、等を考慮すると金保有をとくに高めるような努力をすることは必ずしも望ましいとは考えられない。現今の国際流動性問題を金価格の引上げや、金と結びついた準備資産の創設等によらずに解決するような方向で、わが国が協力してゆくことが、現実的な金準備対策であり、望ましいあり方である。

なお、準備通貨国の赤字のみに依存せずに世界の流動性増強をはかるためには、新準備資産創出計画の推進および各種スワップ協定網の拡大等諸フェシリティの充実強化に、わが国が積極的に協力してゆくことが期待される。

## 4. (国際収支調整能力の強化)

わが国の貿易収支は長期的には大幅な黒字を実現するものとみられているが、貿易外および資本収支の赤字拡大が予想されるので、輸出振興、輸入調整を中心とする国際収支調整能力の強化が今後とも重要な課題である。

このためには、わが国の実情に適した早期警告体制の整備と財政・金融のポリシー・ミックスに関する研究開発が望まれる。

政府の「経済社会発展計画」では昭和46年度には輸出が164億ドルに達し、貿易収支は29.5億ドルの黒字を実現するものと見込んでいる。わが国産業の国際競争力強化のすう勢が持続し、世界貿易が順調に伸びることを想定すれば、長期的には、わが国の輸出は伸び、貿易収支は大幅な黒字になると思われる。しかし、その過程において、内外の景気動向如何によっては一時的には貿易収支が悪化することも十分に予想される。

さらに、わが国の特殊事情から貿易外収支の赤字幅が拡大されてゆく傾向にあることが注目される。また、資本取引についても、わが国の対外援助をDACで約束した国民所得の1%まで引上げてゆかねばならないという要請や、輸出増加に伴う延払いの増加等がある、やはり赤字幅が拡大してくると思われる。このような赤字の拡大はむしろわが国の経済および貿易拡大のためのいわば必要経費と見るべきであろう。

これらの赤字幅の拡大に対しては、貿易外収支改善策や長期安定外資の導入等が考えられるが、諸般の事情から見てこれらの対策をとることが不可能な場合もあろうし、可能な場合でもその効果を余り期待できない場合があろう。

また、資本取引の自由化に伴い、資本取引の国際収支に占める割合が高まると同時に、短期資本を中心とする、資本の対外流出入の幅も拡大されてくることも無視できない。したがって輸出の振興と輸入の調整を中心とする国際収支調整が国際収支対策の重要な課題であることは今後とも変わらない。

従来は国際収支の変動は主として貿易収支の変動のみに起因していたので、これを調整する措置は、比較的単純であった。さらに、わが国の金融事情は、企業のオーバー・ボロウイング、銀行のオーバー・ローンという形態をとっていたために、金融政策が比較的速く、かつ、有効に働いたということも見逃せない。しかし、今後、資本取引自由化、対外援助の増加とともに、国際収支に占める資本取引のウエイトが高まり、また、この項目が貿易とは別個の要因、たとえば内外金利の相対的水準の変化、海外諸国の対外投資政策の変更等によっても左右されることとなる。また昭和41年度から本格化した国債の発行によって、わが国のマネー・フローが変化してゆくことも考えられ、従来の如き金利政策が有効に作用しなくなるという懸念も少なくない。

このような事情を考慮すると、今後は、国際収支の変動要因が何であるかを早めに、かつ適確に把握し、早期警告を寄せられる体制を整えるとともに、これに対して、わが国の実情に適した財政政策と金融政策のポリシー・ミックスの研究開発を進め、またこれが有効に働くような経済的・金融的素地を醸成しておくことが肝要となる。このためには、租税政策および国債政策を弾力的に運用できるようにするとともに、金融政策の手段を多様化し、短期金利の自由化のみならず、公社債の金利その他発行条件も、できるだけ弾力化することが望まれる。

佐藤委員会協力者氏名 (順不同・敬称略)

委員長	佐藤喜一郎	㈱三井銀行取締役会長
主査	小泉明	一橋大学商学部教授
委員	鈴木武雄	武蔵大学経済学部教授
	島本融	㈱北海道銀行取締役会長
	三木邦男	バイエル・ジャパン㈱取締役会長、 上智大学経済学部教授
	緒方四十郎	日本銀行外国局調査役
	犬田章	大蔵省国際金融局国際収支課課長補佐
	上山純	日本銀行外国局総務課調査係長
	坂本信明	㈱時事通信社第二編集局金融財政版主任

## 「わが国産業の再編成」

昭和40年代に入って、わが国産業をとりまく環境条件には新たな展開がみられる。すなわち資本取引自由化を中心とする本格的開放体制への移行、技術革新の進展と生産設備の大規模化、労働力の不足、あるいは技術開発力強化に対する要請の高まりなどがそれである。

わが国の産業が、このような内外環境の変化に、どのように対応してゆくかは、今後のわが国経済の発展に少なからぬ影響を与える重要な課題である。従来の産業体制のままで適応できるかどうか。業種によっても異なるであろうが、産業組織の効果的な適応をはかるには、どのように再編成を進めればよいであろうか。

以上のような問題意識をもって、昭和41年7月に「わが国産業の再編成——企業の集中合併を中心として——」と題する長期専門委員会を設置した。

最近のヨーロッパ諸国における企業集中などに鑑み、国際競争力強化のための産業体制のあり方がこの委員会の中心的な課題であった。ところが、この研究の過程において、「企業の集中合併も技術の自主開発力を強化する技術開発政策との関連なしには論ずることはできない」との認識を深め、とくに技術分科会をもうけて検討を続けた。この分科会では、わが国の自主的な技術開発力強化のための諸施策をまとめて、昭和41年12月に中間報告として「技術の自主開発力強化のための提言」を発表した。

さらに、資本自由化および産業再編成に関連する法制上および税制上の問題点を明らかにするために、法・税制分科会を設けて、新しい段階に即応した法制、税制のあり方について検討を続けた。

これら二つの分科会と本委員会と合わせて、延べ71回にわたって開催された委員会における研究討議をへてとりまとめたのが本報告書である。全体の構成は「要約と提言」、「本論」、「補論」および「参考資料」の4部より成るおよそ700ページに達する報告書である。

本論第1章では「産業再編成はなぜ、いま必要か」と題して、再編成の緊急性を論じ、第2章「主要産業における再編成の方向」においては、鉄鋼、自動車、工作機械、電子計算機、石油精製、石油化学、合成繊維の7業種を選び、それぞれに具体的な再編成のビジョンを追求している。第3章「再編成を推進する主体と方途」においては、産業界、金融界および政府が産業再編成に如何に取りくむべきかという問題を追求している。

補論ではI「技術革新と再編成」、II「資本自由化および産業再編成と法制税制の問題点」において、それぞれ二つの分科会の研究成果をまとめ、III「産業再編成をめぐるその他の諸問

題」では「資本自由化」との関連や、「中小企業」、「労働問題」さらには「有効競争」との関連などにつき概括的な報告を掲げた。

さらに、戦前、戦後におけるわが国の産業ならびに欧米各国における再編成に関連する主要な12項目の問題について紹介した「参考資料」を別冊で添付している。

この報告書が発表されるや、資本自由化に対応して「開える企業」の確立を提唱したものとして注目を集め、鉄鋼、合繊、自動車、石油精製などの各産業について、それぞれ2~3グループに集約化するのが望ましいとした大胆卒直な提言が、とくに関連業界で大きな反響を呼んだ。また、産業界に対する提言の中で、「国民経済的課題ともいうべき再編成実現のため、産業界は自主的推進体制を固めるべきである。そのためには、産業界は金融界、学識経験者の協力を得て、公正なオビニオン・リーダーシップをとれるような機関を持つことが望ましい」という主張に多大の関心が寄せられた。

至誠堂出版社はこの報告書の課題に一般の関心が高いことに注目して、これを公刊したので当会会員社ばかりでなく広く一般読者にも読まれ、産業再編成へのムードを一層高めるのに役立ったと思われる。その後、業界の集中合併気運は急速に進んで、王子3社や八幡・富士の大型合併などが関係者から発表されるにいたったのは周知の通りである。

以下に掲げるのは本報告書の巻頭に掲げた「要約」と「提言」の全文である。その後の現実の事態の発展と照し合わせて、きわめて興味深いものがあるばかりでなく、今後の見通しなどについても、参考になるところが少なくないであろう。

### —要約—

#### 1. 問題検討の視角

(産業組織と経済発展)

○ 一国の経済が長期的に成長を継続し、国民の経済的福祉水準の向上を期するには、(1)経済活動の担い手である企業が、内外の激しい競争に耐え、かつ不断に革新を創造しうる能力を持つとともに、(2)これらの企業が有効競争を維持し、つねにダイナミックな活動を行ないうる産業組織が必要である。

○ このためには産業組織および産業と政府との関係を含めた意味での産業体制は、経済発展ならびに、これをとりまく内外の環境変化に効果的な適応を示さなければならない。この適応に遅れれば、企業・産業は競争力を失い、急速な技術革新の進展と激しい国際競争場裏に生存しえず、さらには経済の発展をも阻害することとなる。

(問題検討の進め方)

○ 後述の如く40年代のわが国における内外環境条件の変化は激しいものがあり、これへの適応はあらゆる産業分野において必要とされ、またある意味ではその背景にある社会制度、慣

行の改善をも必要とする。しかしここでは種々の制約もあり、今後の経済発展に最も重要な役割を果たすと期待される製造業、とくにリーディング・セクターである重化学工業部門を中心に問題の検討を進めた。

## 2. わが国産業の当面する課題

### (30年代の経済成果の評価)

○ 30年代のわが国産業はとくにリーディング・セクターとしての重化学工業部門を中心として、封鎖体制の下で、数多くの技術導入・低廉かつ豊富な労働力の供給・重点的な資金供給、といった条件に恵まれた上に、政府ならびに金融機関の支援もあって企業リスクが著しく軽減されて来たため、意欲的かつ競争的な設備投資を遂行し、飛躍的な発展を遂げた。この結果、これら産業では製品の品質ならびにコスト面で国際競争力が著しく強化されるとともに、そのバイタリティある企業活動は経済の高度成長に大きな貢献をなした。これらの事実からみて、30年代のわが国産業は比較的分散型の産業組織で好ましい経済成果を挙げたと評価することができる。

### (40年代の内外環境条件の変化)

○ しかし40年代を迎えて、わが国産業をめぐる内外の環境条件は顕著な変化を遂げつつある。

#### (1) 需要条件をみると

(i) わが国の産業構造は30年代の高度成長によって欧米先進国水準なみの重化学工業化を達成した。

このため産業構造の重化学工業化率を高める余地はせばまっており、重化学工業部門も過去のような経済成長率をはるかに上回る需要の高い伸びを期待できなくなりつつある。さらに輸出依存度も上昇しているために世界経済の変動による影響を厳しく受けねばならなくなっている。

(ii) 国内経済の発展のみならず後進国工業の発展に伴う輸出構造の変化もあり、製品の高級化・多様化の必要性は高まってきている。このためわが国産業は、広く海外市場を含めた需要の動向を的確に把握し、独創的な技術によって独自性のある製品を市場に提供することを強く求められている。

#### (2) 供給条件をみると

(i) 市場の巨大化と技術進歩により、最小最適設備の大規模化が急速に進んでいる。このためすでに述べた需要の伸び率鈍化といった条件変化の中で、多数の既存企業が大型設備を建設すれば投資効率の著しい低下を招くことは明らかである。とくに投資の効率性が競争力の鍵となる装置産業は、今後の国際化の進展に伴い国際競争に通用する大規模設備の採用を厳しく要請されるに至っている。

(ii) これまでわが国産業を支えてきた豊富な労働力供給という条件も崩れつつある。すでに30年代の後半から労働力需給は基調の変化を示しつつあるが、40年代では戦後の出生率低下の影響が顕在化し、新規労働力化人口の減少を招きつつある。このため労働集約的産業では設備近代化製品の高級化といった課題を果たすために、その構造改善が要請されるに至っている。

#### (3) 競争条件をみると

(i) 貿易自由化に次いで資本自由化の具体化が進められており、新経済計画でも計画終了時である46年度末までかなりの産業において、資本の自由化を進めるという方針が明示されている。

このような開放体制への本格的な移行に伴い、国際競争は単に商品の品質・コストの次元から技術開発力・資金調達力・経営管理体制の効率性・資本の所有関係の安定性といった企業の総合力の次元へと展開していきよう。

(ii) 経済発展の過程は「革新」による創造的破壊であるといわれる。現代産業とも呼ばれる重化学工業部門ではとくに「技術開発」が革新を起す最も重要な動因となっており、先進国間では国家も参加した姿で技術開発競争が激化しつつある。わが国企業は、これまで「技術開発」を技術導入に依存する機会が多かったが、資本自由化段階にいたり、ロイヤリティさえ払えば先端的技术を導入できるといった条件は失われつつある。

したがって、わが国産業としては早急に技術の自主開発力を涵養し、少なくともクロスライセンスが結べる状態を確保する必要がある。このような技術の自主開発は、技術導入の如き模倣と異なり、大きな企業化リスクを負担しなければならない。もしこれが実現されなければ企業の自主性確保もむずかしくなると考えられる。

しかも最近の現代産業における「技術開発」は過去のような偶然の産物ではなく、基礎科学の新しい業績を核として諸々の関連技術の進歩とともに発展するようになっている。したがって企業は組織的な研究陣と、それに伴う膨大な開発費やリスクの負担に耐える規模と収益力を備え、かつこれを具体化する積極的な経営の姿勢をとり、経済発展の動因となるような「革新」を実現しなければならなくなっている。

○ このように30年代の高度成長を支えた要因が大きく変化しつつある事実に鑑み、わが国企業・産業は40年代を単なる30年代の延長としてではなく新しい段階として受け止めねばならない。しかもわが国経済には30年代後半から企業財務の悪化、消費者物価の上昇、社会的間接資本の不足といった問題が発生してきており、わが国産業はこれら問題の是正を図るといった枠組の中でこれとの関連を考えつつ新しい段階への適応を効率的に推進するよう要請されている。

## 3. 産業再編成の目標と位置づけ

(40年代の望ましい産業組織)

○ すでに述べたような数多くの内外の環境条件の著しい変化を考えると、わが国産業がこれまでの分散型の産業組織を温存することは種々の意味で非効率であり、かつその発展性を弱めるといった結果を招こう。したがって今後の国際化時代において自主性と発展性を持続できる「開える企業」は次のような性格を備えていなければならないと考える。

(1) 装置産業ではスケールメリットを十分に活かした効率的な投資を行ない、労働集約的産業では労働力の有効利用をはかり、さらに原料確保から製品の流通に至るまでの合理化を進めることにより、高い生産性を確保していること。

(2) 国際的な技術と市場の変化に適応しうる自主的な技術開発力と適切なマーケティングパワーとの結合を実現し、かつ革新に伴うリスクを恐れぬ果敢な経営方針により独自性のある商品やサービスを市場に提供し、顧客の強い信頼を得ていること。

(3) 資本自由化に伴い企業の自主性を守るため資本の所有関係の安定性が確保されるとともに企業経営における責任体制が明確化され、効率的な経営管理を実現していること。

このような「開える企業」がこれまでの分散型の産業組織を温存したままで確立できる可能性は極めて乏しい。

したがって、わが国の多くの産業分野において、今後の国際化時代に適応しダイナミックな発展を遂げる「開える企業」を確立するためには産業組織の何らかの再編成が必要とされる。

(産業再編成とは何か)

○ われわれとしてはこの際、すでにヨーロッパにおいて、同様の時代の要請に対応し、単に国内経済の枠内に止まらず、国境を越えた企業の集中合併が進められヨーロッパ・スケールの企業が形成されつつある事実注目しなければならない。

われわれは、わが国において現在要請される産業再編成とは「昭和40年代に予想される需要・供給ならびに競争条件の変化に対応して、日本経済の自主性を確保しつつ効率的な経済成長を実現するために、産業体制、とくに産業組織のあり方を、産業界・金融界ならびに政府といった経済主体が相互の立場から協力しつつ意図的に改組し、それによって国際的に開える企業・産業をつくり出すことである」と理解する。

(産業再編成と有効競争の確保)

○ いうまでもなくわれわれが望む再編成はこれまでの不況といった現実を前提とした救済措置ではなく、今後予想される新しい事態を先見した前向きな適応である。

この場合、世界市場を背景としたワールドエンタープライズなどの競争を考慮すれば、再編成により企業数が少数化し、国内市場的な視点からは若干過度とみられる集中も容認されねばならない事態も考えられよう。

すでにヨーロッパでは1965年12月に EEC 委員会が発表した「欧州共同市場における企業集

中間問題」などで今後の国際競争に対処するために積極的に企業規模の利益の享受を図るべきであると主張されている。

もちろん、このような規模の利益を活かすためには企業集中化に応じて競争的秩序の確保が一層重視されねばなるまい。この場合、市場への参加者の数がこうして限定されてくるとすれば競争のメリットを活かす鍵はそれぞれの主体の行動様式のあり方を正すことに求められるべきであろう。このため寡占企業間においてわが国の実態に即した基準で有効競争が厳しく維持される必要がある。今後の独占禁止政策は最適規模の達成を目的とする企業集中を容認する一方、競争抑止的な行為は厳しく排除する方向を指向すべきであろう。

(産業再編成における経済主体の役割)

すでに述べた通りわれわれが意図する産業再編成は、日本経済の自主性を確保しつつ経済の高度化と国民生活の福祉向上を目標とし、内外の環境条件に適応し創造的な革新を実現しうる「開える企業」を確立することである。

このような前向きな再編成を具体化してゆくためには、まず企業が国際化時代における長期的な存立性の確保に対する自己責任を自覚する必要がある。産業界はこうした自己責任を基盤に再編成の主役としての役割にふさわしい英断ある行動を示すべきであり、金融界も系列主義的な考え方を脱却し、これに積極的な協力を行なうことが望まれる。

また政府は、民間の自己責任を尊重しつつ、わが国経済の自主性の確保とその効率的な発展を実現するために必要な施策を総合的な見地から推進することにより、再編成のもたらす経済成果を高めてゆく必要がある。

こういった産業再編成の具体化とそれに伴う経済成果を高めるには産業界、金融界ならびに政府は、現在のわが国産業が直面している歴史的な課題の重大性を認識し、これに対して果たすべきそれぞれの新しい役割を自覚するとともに、国民経済的な立場からの良識ある合意の成立に努力し、これに沿って、相互信頼のもとづく協調的な努力を積み重ねることがとくに求められる。

— 提 言 —

## I 主要産業の再編成に関する提言

(鉄 鋼)

鉄鋼業では、最適設備の大規模化に伴い、効率的な設備投資を実現するため、3グループ程度への投資単位の集約化が望まれる。その際、特殊鋼メーカーとの垂直的結合、平電炉メーカー・流通機構の体制整備をも併せて進め、グループ化の実を挙げるべきである。

わが国鉄鋼業は戦後20年のたゆまざる合理化努力により国際競争力では優位な立場を確保するにいたっている。しかし鉄鋼は多くの産業の主要な原材料であるとともに、直接、間接わが



国輸出の伸長に果たす役割が大きい。価格の長期的な低位安定の要請が強い。さらに設備に要する資金が膨大であるため投資の効率化が強く求められる。

しかし今後の需要の伸びは、粗鋼ペースで年間400万～500万吨程度に鈍化するのに対し、技術進歩に伴い最適設備の規模は大型化の一途を辿っている。今後はたとえば高炉では年間1.5～2基程度の新設で十分であり、そうした観点から投資単位の集約化は不可欠な要請となっている。

投資単位の集約化に当っては、共同投資、株式の信託を利用した「共販会社」構想など、多様な手段を利用し漸進的に進めるべきである。また今後行政による生産調整の運用については投資調整や投資単位の集約化を阻害しないよう厳しい方針で進むべきである。さらにエンジニアードスチールの開発といった観点から一貫メーカーと特殊鋼メーカーとの垂直的結合が要請されるほか、鉄鋼価格安定化の観点から平電炉メーカー、流通機構の体制整備を一層推進することが望ましい。

#### 〔自動車〕

「自動車産業では、ワールドエンタープライズとの競争に耐えうる体制を形成するために乗用車で年産100万台程度の規模をもつ、2～3の量産車メーカーと専門生産体制に立脚した部品メーカー群の確立が求められる。

わが国自動車産業の成長性は豊かで、本年はアメリカに次ぎ世界第2位の自動車生産国となろうとしている。しかし世界の自動車産業では巨大なワールドエンタープライズがあり、抜群の総合的企業力を誇っているだけに、開放体制への移行により、わが国自動車産業のうける影響は極めて大きい。

しかしわが国自動車産業が今後増大するファミリーカー需要に応え、輸出産業として一層伸びてゆくためには、厳しい国際競争を通じて、総合的な企業力を強化する必要がある。

このためには製品計画からアフターサービスまで多面的な対策でユーザーの信頼性を確保するとともに、機械加工工程の適正規模である年産35万台程度の量産規模に達する基本車種を3車種程度併産することにより、モデルチェンジに伴うリスクに耐えうる企業規模を確立することが望まれる。

すでに業界は自主的な努力により再編成の方向に徐々に進みつつあるが、これを一層実効あらしめるため、一方では道路などの環境整備、販売条件の適正化・販売金融体制の充実などの施策を進めるとともに、他方ではタイミングと方法を慎重に検討の上、一層の関税の引き下げ、エンジンなど部品の貿易自由化などを行ない、競争に適切な刺激を与えることが望ましい。

#### 〔工作機械〕

工作機械工業では国際競争力強化のため、機種別に優れた技術を基盤に国際的にブランドを持ちうる企業を確立する視点にたち、グループの強化ならびに編成替えが必要である。

工作機械工業における多機種少量生産は、市場の性格から避けられない点もあるが、海外ではこの問題を極力打開するために、国際的な分業体制すら実現されている。

わが国工作機械工業は、30年代前半において、旺盛な内需に支えられ急速な発展を遂げたが37年以降激しい需要変動を経験し、これに対処してすでに業界ではグループ化の動きが進んでいる。

しかし単なる紳士協定的なグループ化では集約化の効果には限界があり、今後は資本的結合を一層強めることにより、グループ内の機種別分業体制を確立し、機種別リーディングメーカーの強化を図る必要がある。また今後発展の期待される数値制御工作機械などの技術開発を推進するに際しても、機種別リーディングメーカーの重点的な強化を図り、国際的なブランドを確立できる企業の育成を図ることが望ましい。

#### 〔電子計算機〕

今後の経済・社会におけるコンピューターの重要性に鑑み、わが国資本による電子計算機産業の定着が求められる。このため政府は技術開発・金融面のみならず、大口ユーザーとしての需要確保の面を含めた総合的な施策を積極的に行なうべきである。

電子計算機産業は極めて研究集約的な性格をもつ頭脳産業であり、さらに将来、社会の種々の面でコンピューターの利用が期待されるだけに成長性の豊かな産業であるといえる。このためわが国企業が国内需要の過半を占め、輸出も可能となるような産業として定着することが要請される。

しかし産業として歴史も浅く、IBMが世界的に圧倒的な市場支配力を形成しているため、現状ではその発展の鍵となる技術開発力の蓄積に大きな格差がある。

わが国電子計算機産業は未だ成熟した段階に至っていないために現状で将来の望ましい産業組織を確定することはむずかしいが、厳しい国際競争の中で早急に上記の如き産業としての定着を望むとすれば、産業の効率化に対しても種々の面で努力すべきであることは言うまでもない。

このため政府は現行の大型プロジェクトやソフトウェアの共同開発といった技術開発面あるいはレンタル資金面などの援助の一層の強化に加え、有力な大口ユーザーとして、政府における電子計算機利用の合理化、将来の広域情報処理網の確立など総合的な視野にたった長期的対策を準備すべきである。

### (石油精製)

エネルギー供給に大きなウエイトを占めるにいたった石油精製業では、その安定・低廉な供給を確保するため、相対的に自立性のある民族資本を2~3グループに集約化し、その育成強化を図る必要がある。

わが国ではエネルギー供給に占める石油のウエイトは年々上昇しつつあり、40年の58%が、45年には67%、50年には73%にまで達すると想定されている。一方わが国の原油輸入におけるいわゆるひも付き比率は外資借款などの事情により、かなり高水準に達している実状にある。

すでに昭和37年、石油の安定・低廉な供給を確保するため、「石油業法」が制定されたが、以上のような事態に対処して、今後は石油開発公団による原油の確保、ひも付き比率低下への努力を一層強力に進めるとともに、民族系資本の集約化を図ることが望まれる。このため業法の厳しい運用、販売力の強化策の充実、大型タンカー・共同貯油基地(C. T. S.)の新設を促進するとともに、原油生産・精製・販売の一貫化が検討される必要がある。

このような再編成が所期の目的を達しえず、民族資本の自主性の確保がむずかしい事態となれば、ナショナル・セキュリティ確保の必要性に鑑み、政府による資本参加など、より積極的な施策が要請されることとなろう。

### (石油化学)

石油化学工業では今後の激化に鑑み、エチレンで最低年産30万トンといった最速設備を備え、これを有効に稼働させる総合的・多角的製品生産体系を確立し、かつ強力な技術開発力をもつ総合的な化学企業または企業集団を確立する必要がある。

石油化学工業は装置産業として大きなスケールメリットをもつとともに、多くの誘導品体系を背景にもつ産業であり、そこでは新製品ならびにプロセス面での技術革新の機会が極めて豊かである。

このような性格から欧米化学工業では、資本集約化が進んだ国際的な石油資本・巨大化学資本を中心として市場集中度の高い産業組織が形成されている。

わが国では導入技術依存、需要の高度成長もあり、多くのニューエントリーが発生し、分散型の産業組織を形成してきたが、最近にいたり需要の相対的な伸び悩み、最適設備の大規模化に加え、これら巨大国際化学資本との技術開発競争やダンピング競争に直面せざるをえなくなりつつある。

こうした内外環境の変化に対し、相当の量産規模で、総合化、多角化された製品体系をもち、新しいエンジニアリング・プラスチック、新接着剤などの新製品開発、原油分解などのプ

ロセス合理化といった技術革新の創造を可能とするために、総合化学企業または企業集団を大規模な再編成によってわが国化学工業の核として確立する必要がある。

現状の段階で理想的なビジョンを描き、一挙にその実現を期することはむずかしいが、エチレンプラントでは年産30万トンといった国際競争に耐えうる投資基準を設定し、それを達成するため共同管理方式や利益プール方式といった多様な手段を利用するなど集中化を漸進的に推進することが必要である。

### (合成繊維)

合成繊維産業では激化する国際競争に対処し、企業の総合力を充実するため、合繊メーカーを3グループ程度に集約するとともに、これを軸に原料面で石油化学企業と提携し、新製品・工程技術の開発に努め、また紡織高次加工面で大型コンバーターの育成を進める等多角的な努力が払われる必要がある。

わが国合成繊維産業は伝統ある繊維産業を背景とし、しかも繊維原料の輸入を節約する要請もあって、戦後の発展は著しかった。しかし最近では、天然繊維との代替の一巡による需要の伸び悩み、同製品ユーザーである紡織高次加工部門の国際競争力の低下といった問題に加え、先進国巨大化学企業の旺盛な合繊設備拡張による国際競争の本格化に直面している。

今後わが国合繊産業は激化が予想される巨大化学資本との国際競争に対処するため、まず水平的に3グループ程度に集中化し、総合的な開発の具体化や投資・生産の効率化を進める必要がある。さらにこれを軸として一方では原料石油化学企業との提携により製品ならびにプロセス革新のための共同研究を進め、原料の低廉・安定した供給を確保し、他方紡織高次加工部門の合理化についてもマーケティング機能をもつ大型コンバーターを核とする構造改善を早急に進める等の多面的な努力により、わが国合繊産業の総合的な競争力強化を図ることが望まれる。

以上のような産業再編成の方向を推進するため、その主体である産業界、金融界および政府はその役割を確認し、責任をもってこれを遂行することが望まれる。それぞれの推進主体の望ましい役割とその方途を示すと次の通りである。

## II 産業界に対する提言

1. 産業再編成の推進に際し、産業界は主役としての役割を果たさねばならない。そのためには、企業はまず経営に対する責任を明らかにするとともに、企業の長期的存立性を確保するという観点から英断ある行動をとるべきである。

産業再編成が内外の環境変化に対する産業界の自主的な適応であるかぎり、その推進の主役はいうまでもなく産業界自体であり、その役割は極めて重要である。これまで、わが国の企業経

営においては、いわゆる経営家族主義的な気風が強く、また戦後の発展過程では種々の産業保護政策が実施され、金融機関もまた系列金融といった形で産業を助成してきた。こうした日本の経営を支えた諸条件が戦後の著しい発展に大きな役割を果たしてきたことは否定できないが、反面、産業界・金融界および政府の間にややもすればもたれ合いの関係を生ぜしめ、企業の自己責任を曖昧にさせるにいたった。

こうしたもたれ合いの関係が存続し、責任の所在が不明確にとどまるかぎり、技術革新と国際化に対する適応力ある企業を育てるといった産業再編成の推進は容易に実現しないと思う。

この際、企業は経営に対する責任を明らかにして、自己責任の原則にもとづき、より創造性と合理性を重んじた新しい経営理念を確立し、企業の長期的存立性を確保するといった観点から英断ある行動をとるべきである。

2. 産業再編成の具体化に際し、企業は目標達成のため具体的事例に応じ、投資調整、業務提携、持株会社あるいは利益共同体の形成、合併など多様な手段の巧みな選択を行なうことが望ましい。

産業再編成の意義が十分認識されたとしても、それを具体化してゆくには種々の障害が存在する。こうした障害を排除し、再編成の実効をあげるためには、当事者が相互の立場を十分理解し、共通の目標を確認した上で、個々の具体的事例に応じ、たとえば輪番投資、共同投資などの設備投資調整、業務提携、持株会社や利益共同体の形成、営業譲渡、経営委任、合併など多様な手段の巧みな選択を行なうことが望ましい。

今後の再編成にとってはできるかぎり最小の摩擦で最大の効果をあげるよう、こうしたねばり強い努力を積み重ねてゆくことが強く要請される。

3. 国民経済的課題ともいべき再編成実現のため、産業界は自主的推進体制を固めるべきである。そのためには、産業界は金融界、学識経験者の協力を得て、公正なオピニオン・リーダーシップをとれるような機関を持つことが望ましい。

産業再編成といった国民経済的課題の解決にあたっては、もちろん個々の企業の良識と英断に期待するところが大きい。産業界としては自主的かつ積極的にこれに取り組む体制を固める必要がある。

そのためには、産業界は金融界、学識経験者の協力を得て、公正なオピニオン・リーダーシップをとれるような機関を持つことを考慮すべきである。この機関は、わが国産業、経済の長期的展望とそれに関連する諸施策を検討し、これにもとづき産業再編成の具体的進め方について公正な提言を行ない、経営者に今後の経営判断に対する明確な指針を与え、望ましい再編成

実現に側面的な援助をなすことが期待される。また必要に応じ、この機関の機能をさらに高め、企業間の話し合いの仲介あるいは意見対立の調整の役割を果たすことも考えられる。

### III 金融界に対する提言

1. 金融機関は、産業再編成の必要性と緊急性を十分認識し、これまでの系列主義的な考え方を大きく転換し、再編成の仲介役あるいは利害関係者間の調整役としての役割を果たすことが望まれる。

産業の再編成の推進にあたって、産業界と金融界の関係を無視できないことは当然であり、とくに現在要請されている再編成はこれまでの資本系列を超えた集約化を含む故、金融機関の立場は極めて重大である。

金融機関は、産業再編成の必要性と緊急性を十分認識し、その推進に積極的な態度で取り組むことが望まれる。具体的には、産業再編成に際しての仲介役あるいは利害関係者間の調整役として強力な役割を果たすことが期待される。その場合、金融機関自体、系列主義的な考え方を大きく転換する必要がある。また目先の利益より長期的な観点にたった利益を考えると高い立場が望まれる。

2. 金融機関は、産業再編成の推進に際しては、協調融資の積極的活用など一層の自主的協調による協力方策を検討することが望まれる。また産業界の直面する課題である資本体制の整備については、安定株主工作への参加などを通じて協力を進めることが望ましい。

産業再編成の推進に対する金融機関の協力のあり方は、再編成具体化の方向により当然異なるわけであるが、たとえば投資調整あるいは合併などによる近代化投資については必要に応じ、協調融資方式を積極的に活用するなど、再編成に対する金融機関の自主的協調による協力方策を検討することが望まれる。

また産業界では資本自由化に対処し、資本体制の整備が要請されているが、この課題に対しては、金融機関は株式保有の増大あるいは「共販会社」に対する株式の信託など安定株主工作への参加というかたちを通じて、産業界の経営基盤強化に大きな役割を果たすことが期待される。そのためには株主としての金融機関相互間にこうした課題に対する共通の意識が培われなければならない。

3. 産業の再編成に対処して金融も厳しい効率化が要請される。金融機関は国民経済の要請に応じ資金の円滑な供給をはかり、資金コスト、金利水準の低下に努める必要がある。そのためには産業の再編成の進行に応じ、金融制度の改編整備を積極的に進める必要がある。

産業再編成に対応して金融も厳しい効率化が要請される。具体的には国民経済の要請に応じた資金の円滑な供給であり、さらには資金コストの低減、金利水準の低下であろう。

今後、資本自由化の進行とともに、金融機関もより一層国際金融の影響を受け、その経営をとりまく環境が厳しくなることは避けがたい。それだけに金融機関に対しても一層の効率化が求められるが、とくに産業再編成の推進に際して、金融機構それ自体の非効率性が障害とならないよう自主的な努力が期待される。

金融機構の効率化については、金融機関相互間の業務分野の調整、経営規模の拡大といった問題など金融制度全般の改善整備を積極的に進める必要があると考える。

#### IV 政府に対する提言

1. 政府は国民経済的課題としての産業再編成を円滑に推進するため、新たな段階に即応した経済政策の中に産業再編成を明確に位置づける必要がある。このため、政府は一体となって、統一の見地から政策を推進する体制を確立するとともに行政の効率化に積極的に取り組むべきである。

産業再編成推進の主体は民間企業自体であるが、開放的な国際経済の中で、わが国経済、産業の一層の発展をはかるため政府の果たす役割は極めて大きい。

政府は国民経済的課題としての産業の再編成を円滑に推進するため、まず、この産業再編成を限界産業・限界企業の温存・救済でなく、日本経済の新しい展望とそれに対処する経済政策の中に明確に位置づけることが望まれる。

このためには、政府は行政省庁間のセクショナリズムを打破し、一体となって総合的かつ統一的見地から政策を推進する体制を確立すると同時に、内外の環境変化により存在意義を失った制度や機構をこの際徹底的に再検討し、整理してゆくなど行政の効率化に積極的に取り組むべきである。

2. 産業再編成が強力に推進されるよう、政府はまず産業政策の方向を明らかにする必要がある。その際ナショナル・セキュリティの確保、先端産業育成の観点からとくに政府の強力な役割が期待される分野に対しては、政府は重点的助成措置を、また早期に投資単位の集約化、業種転換をはかる必要があると認められる分野に対しては、その円滑な推進のための誘導措置を講ずる必要がある。

産業再編成ができるかぎり早くかつ強力に推進されるよう、政府は産業界、金融界と協力して長期的視点にたった産業ごとの明確なビジョンを確立し、そのビジョンにもとづき政府が重点的に支援、助成する分野、本来自由な競争に委ねるべき分野などに対する政策の方向を明ら

かにする必要がある。

その場合、ナショナル・セキュリティを確保するという観点、わが国経済発展のポテンシャル確保のため先端産業を育成強化するという観点から、とくに政府の強力な役割が期待される分野に対しては、政府は金融、税制などの助成措置を重点的に講ずる必要がある。また早期に投資単位の集約化、業種転換をはかる必要があると認められる分野に対しては、その円滑な推進のための誘導措置を講ずべきである。

さらに、産業再編成を円滑に遂行し、また実効ある方向で行なえるよう、政府は、労働力の流動化、社会資本の充実、金融環境の整備などあらゆる環境条件の整備を積極的に進めてゆくことが望まれる。

3. わが国の自主的な技術開発力を涵養するには、政府の果たす役割は極めて大きい。政府は長期的な技術開発計画の策定、研究開発支出の積極的増大、国産技術振興に対するユーザーとしての配慮、公的研究機関相互間の研究体制の効率化をはかるとともに、民間の技術開発に対し積極的な助成策を講じてゆくべきである。

戦後の経済発展は主として導入技術に依存してきたが、今後資本自由化の進行とともに、外国技術導入をめぐる環境は一層厳しくなることが予想される。したがって、わが国企業が優れた技術の国際間の円滑な交流をはかることができるよう自主的な技術開発力を強化することが焦眉の課題である。

技術の自主開発力の強化については技術開発投資の巨額化、リスクの増大などに伴い、諸外国にみられるように政府の果たす役割はますます重要になってくる。政府はこの際、技術開発促進のための「長期計画」を明確化し、大型プロジェクトの研究開発などを中心に技術開発費の増大をはかるとともに、先端産業製品の大口需要者として国産品の使用について一層の配慮を行ない、公的研究機関相互間の有機的な協調を推進する必要がある。また、民間企業の技術開発に対しても、その効率化をはかるため、共同研究体制の確立を推進するとともに、金融、税制面からの助成措置を強化・拡充してゆくべきである。

4. 政府は、資本自由化に伴う制度の整備、産業再編成の推進などの観点から、関係法税制について、その運用の改善および改正の両面から再検討を行なってゆく必要がある。一方企業間につねに進歩と効率化のための競争を確保する必要があり、このため適切な競争条件の維持についても十分配慮すべきである。

資本自由化に伴い、わが国企業が直面する競争は極めて複雑かつ厳しいものとなり、従来の商品という次元の競争から、総合的企業力の競争に移行することになる。

こうした経済の国際化という新しい事態に対処して、商法、外資関係法、証券取引法、特許法などについてその運用の改善および改正の両面から再検討を行なうとともに、産業再編成を円滑かつ現実的な方法で進めようとするよう独禁法、税法などについても検討を進める必要がある。

一方、企業間につねに進歩と効率化のための競争が行なわれることが、今後の高い成長を確保するために不可欠であり、この意味で独禁法、貿易政策、外資政策などを通じ、適切な競争条件が維持されるよう常に意を払ってゆく必要がある。

中山委員会協力者氏名 (順不同・敬称略)

(本委員会)

委員長	中山素平	当会総合委員、 <small>特</small> 日本興業銀行頭取
委員	武山泰雄	<small>特</small> 日本経済新聞論説委員
	砂野仁	当会総合委員、川崎重工業 <small>特</small> 社長
	石井健一郎	大同製鋼 <small>特</small> 社長
	川又克二	当会総合委員、日産自動車 <small>特</small> 社長
	北川一栄	住友電気工業 <small>特</small> 会長
	坂根哲夫	八幡製鉄 <small>特</small> 調査部長
	佐橋滋	佐橋経済研究所所長
	篠原三代平	当会調査委員、一橋大学経済研究所教授
	谷口豊三郎	東洋紡 <small>特</small> 会長
	土光敏夫	当会総合委員、東京芝浦電気 <small>特</small> 社長
	長谷川周重	住友化学工業 <small>特</small> 社長
	平田敬一郎	当会調査委員、前日本開発銀行総裁
	藤野忠次郎	三菱商事 <small>特</small> 社長
	翠川鉄雄	<small>特</small> 日本興業銀行取締役調査部長
	大橋謙蔵	東京芝浦電気 <small>特</small> 総合企画部次長
	染谷経治	経済企画庁総合開発局参事官
	小松勇五郎	通商産業省企業局企業第一課長
	林信太郎	通商産業省大臣官房企画室長

谷村昭一	通商産業省企業局企業調査課長
加島耕之助	通商産業省工業技術院技術調査課長
川又喜一郎	日本開発銀行総務部企画室副長
丸川晃	<small>特</small> 日本長期信用銀行調査部調査第二課長
三杯恒夫	<small>特</small> 日本興業銀行調査部経済調査課長
広瀬公彦	日本開発銀行調査部調査役
池田徳三	通商産業省企業局企業調査課付
小林実	<small>特</small> 日本興業銀行調査部事業調査第一課調査役
高津義典	通商産業省企業局企業第一課総括係長

(技術分科会)

主査	大橋謙蔵	前掲
委員	染谷経治	前掲
	杉正男	住友電気工業 <small>特</small> 取締役通信事業部長
	平川芳彦	日本石油化学 <small>特</small> 調査室長
	田中政雄	<small>特</small> 小松製作所企画部副部長
	田島敏弘	<small>特</small> 日本興業銀行融資第三部長
	加藤博男	通商産業省重工業局航空機武器課長
	加島耕之助	前掲
	東常義	日本電気 <small>特</small> 技術管理部調査役
	松岡志郎	東洋レーヨン <small>特</small> 企画部主任部員
	早川進	<small>特</small> 日本興業銀行融資第二部第一課長
	佐藤真住	日本エネルギー経済研究所
	上田利英	通商産業省重工業局自動車課
	小林実	前掲
	川崎雅弘	通商産業省化学工業局化学第二課マン班長
	高津義典	前掲

(法制分科会)

主査	坂根哲夫	前掲
----	------	----

委員	武山泰雄	前掲
	増田謙一	㈱日本興業銀行総務部法律室考査役
	伊従寛	公正取引委員会事務局取引部景品表示課長
	小松勇五郎	前掲
	中橋敬次郎	大蔵省主税局税制第一課長
	久保田一信	大蔵省主税局税制第一課長補佐
	高津義典	前掲

(5) 調査報告 67-5

—安西委員会—

「社会保障制度の再検討」

われわれはこれまでの日本経済の諸問題について国際的視野から検討を重ね、数多くの報告書を作成した。しかしながら、それらの大部分はわが国経済の積極的部分、いわゆる日の当る部分を中心であった。しかしながらはなばなしそれらの先端部門の陰にかくれて日の当らない多くの分野の存在することを否定できない。

自由主義経済体制下において、経済の効果的運営のためには、国民経済全体の中で各部門間に極端なアンバランスが生ずることは決して好ましい現象ではない。近代国家であるかぎり格差是正や、弱者保護政策が採用されない国はない。中世的キリスト教による教権や封建君主制による束縛からの解放のために生まれた「自由」と「平等」の精神は現在においても尊重されるべき徳目であろう。

過去20年来打続く高度成長を遂げ、今後もなおできるかぎり高い成長率の保持を必要とする日本経済にとって、これからの経済政策や産業政策の重点はむしろ農業や中小企業、公害（広義の）、雇用、物価等社会政策と関連する分野に移行すべきものと思われる。著しく競争力を強化したわが国大企業については自由化の推進によって競争原理を導入すれば事足りるであろう。しかしながらわが国経済において以上のような遅れた分野に問題が多く放置しておかれるならば経済全体の効率を阻害し、停滞と混乱をもたらす原因となるであろう。

このような意味で、われわれは過去に農業問題を、そして今日、中小企業問題を組上に取上げ、従来の固定観念にとらわれない抜本的対策を考究している。このたび、社会保障制度の再検討を意図したそもそもの発想もまたここにある。

したがって本研究において問題にした社会保障の概念あるいは意味内容が、従来の社会保障学者にとっては理解しがたい程に拡大解釈され、このような拡大解釈について委員相互の間で容易に見解の一致が得られなかった。しかしながらわれわれが問題にした社会保障はむしろこうした経済政策との関連分野にあり、消極的社会保障よりも積極的社会保障を重視したところに特色がある。こうした意図は巻頭の基本的認識に明示したつもりであるが、全体の内容は必ずしもこのような問題意識や方針が十分貫徹されているとはいえない。関連分野がすこぶる広汎なため、今後一つ一つの問題について、われわれのこのような研究意図を徹底させ、本研究において十分意を尽せなかった分野を埋めてゆきたい考えである。

社会保障に関するわれわれの問題意識がイギリスや北欧型のいわゆる「揺籠から墓場まで」というような無気力な消極的社会保障に対する批判的立場をとり、積極的社会保障の意義を強



調したため、国内の社会保障学者にとっていささか奇異の感を懐かせたのと同様に、イギリス人にとっても目新しい発想であったものと見えて、われわれの報告書の新聞発表が行なわれた昭和42年7月17日の翌日の日本の朝刊各紙と日と同じくしてフィナンシャル・タイムズに内容が掲載されたのにはむしろ一驚した次第である。

その後、季刊社会保障研究3巻3号に法政大学吉田秀夫氏による書評が掲載された。指摘された問題点の中には既述の通りわれわれ自身も自覚していた弱点についておられた。

社会保障に関する研究は単に学問的課題としてだけでなく、もう少し産業界においても自らの課題として積極的に取り組むべきであり、そのような意味でわれわれの研究はほんの問題提起した程度に過ぎなく、今後、学界や産業界から積極的な研究と対策が打出されることを期待したい。

## ■基本的認識

### 活気にみちた豊かな社会への期待

最近、わが国の経済的・社会的環境の変化はめざましく、ことに経済環境の国際化は著しい。これに対応して経済・社会の構造を積極的・計画的に改革する必要があり、これこそ「政策」の名に値するものと考えられる。しかしその際変化に順応できない「摩擦的脱落者」が発生することは十分予測され、しかもそれを恐れて政策の推進をためらうことは許されないという困難な事態がある。

われわれは脱落者の発生もやむを得ないと考えるが、もちろん、それらの人々を放置することはできない。国や公共機関によって、一日も早く社会復帰を可能とするような措置が講ぜられるべきである。

このように構造政策は一見社会保障と無縁のものであり、むしろ脱落者を社会保障の対象として経済機構の外に排出するものである。しかしよく見ればこの観察はまことに皮相的なものでしかなく、構造政策はかえって脱落者の大量発生をあらかじめ防ぎ、将来の社会保障対象の増加と、給付による財政の急迫を未然に防ぎ、あるいは最小限にとどめるものに他ならない。

一方、構造政策にとって、社会保障は脱落者の保護と転換を可能とする、欠くことのできない援護的制度であり、社会保障と構造政策は相互に深く結びついている。

社会保障は、これまで、すでに発生した社会的事故に対する公共の救済——いいかえれば、貧困・疾病・失業・老齢・不具廃疾などに対する事業的措置と考えられてきた。われわれはもちろんこの「社会保障の固有領域」の持つ意義を高く評価するが、同時に、構造政策など経済政策と社会保障の結びつきによって貧困・疾病・失業はあらかじめ計画的に防止され、高齢者・身心障害者も相当程度経済社会に復帰でき、高齢者・重度障害者も経済発展によって適切な

保護を受けることができると考える。社会保障費のこのいわば「先行投資」にこそ、社会保障の持つ積極的意義があり、われわれが予防的・根本的社会保障の重要性を強調する理由も、またここにある。

「福祉国家」をめぐる論議が活発に行なわれ、「揺籠から墓場まで」の社会保障は、一方で理想の社会といわれながら、他方では無気力と停滞の原因だといわれている。社会保障の完備は国家を衰退させるという極端な議論に、われわれはくみすることはできないが、もし社会保障が事後的ないわば「対症療法」的側面にかたよるなら、無気力と停滞が国民の心に忍びこむことも十分ありうると考え、今後も諸福祉国家の動向を見守り、他山の石とする必要があると考える。

人間の本性たる向上心を絶えることなく刺激し、激動する環境に対応し、新しい現実挑戦する意欲を国民に与える政策と、それに耐えうる人間、それを裏付ける社会保障こそ、われわれの望むところのものである。

## — 提 言 —

1. わが国の社会保障は、問題ごとに、さまざまな制度を発足させながら拡充されてきた。このため体系として統一されたものとはいえず、それにもとづく矛盾と混乱は大きい。今後は複雑な体系を再編・簡素化することにより、所得の階層間再分配効果の弱い社会保険が生んだ格差を、公共サービスの充実と相まって縮小し、事後保障中心の観念を脱して予防措置を重視しなければならない。

わが国社会保障制度は、本質的に所得の垂直再分配効果の弱い社会保険を中心に、高額所得者から順次組織を成立させ、上位階層の既得利益の侵害という難問題を避けるため、新しい組織を既存組織と合併しないという、実際的で安易な方法によって運営されてきた。このため体系はきわめて複雑となり「社会保険」「国民皆保険」の美名にもかかわらず、組織ごとに拠出——給付能力の格差を生じ、大企業の老齢退職者がこれまでの拠出を反映せぬ低い健康保障給付しか受けられぬなど、矛盾を各所に露呈しており、また保険原理に固執する傾向が強くと、保障の内容を「事故に対する事後の費用保障」と考える者が多く、予防措置が軽視されている。

今後、基本的には乱立するこれら社会保障制度を再編簡素化し、また制度の仕組みを新しい時代の要請に応じよう、大胆に改善しなければならないが、それが達成されるまでの期間についても、退職高齢者に対する医療保障などを各級保険者が共同事業化するなど、既存の社会保険の枠の中で財源調整を図るとともに、租税を財源とする公共サービスの充実などを通じて、国民福祉の基礎部分を強固にする必要があると考える。

また、社会事故は慎重な計画のもとに防止されるべきであり、保障内容は決して「治療費」や「失業期間中の生活費」ではなく、「健康」であり「適職」であると考え、産業構造高度化にともなう能力開発・職業訓練あるいは生活環境整備の要請は、事故の予防によって給付を抑制しようとするわれわれの立場からみて、決して社会保障の「周辺問題」ではなく、したがって「事後補償説」や「費用主義」は徹底的に排除されるべきだと考える。

具体的な公共サービスとしては、結核・精神病・交通事故・公害患者および長期療養者に対する健康保障、失業者に対する職業訓練、転職者に対する住宅保障、および社会的事故についての調査研究などがふさわしい。

2. 経済合理性の観点から著しく立遅れている大部分の農業や相当部分の中小企業等に対しては、「現状手直し」的な保護政策を廃し、積極的構造政策を推進し、低生産性部門の業種・労働力を高生産性部門に移動・転換させる必要があり、そのため社会保障制度を積極的に活用しなければならない。

貿易の自由化・資本自由化・ケネディ・ラウンド妥結・低開発国援助の要請など、わが国をとりまく経済環境は日を追ってきびしく、わが国は資本技術による先進国の攻勢と、低賃金労働力による発展途上国の追い上げとによって、いわば狭み撃ちの状態にさらされている。

労働力不足は一段と進み、先進産業の若年労働力需要は十分満たされず、初任給をはじめ賃金水準に大幅な上昇をもたらしている。一方、農業や中小企業などの低生産性部門では、賃金上昇が生産性向上に吸収しきれず、物価への転嫁・倒産の続出など、社会問題の原因となっている。

今後、わが国は海外との技術交流をはかるだけでなく、積極的に国産技術をはかるだけでなく、積極的に国産技術を開発して先進国に対抗し、順次産業構造の高度化をはかり、加工度の高い重化学工業に特化して発展途上国に対抗し、きびしい国際競争に耐え抜かねばならない。

そのため、大部分の農業・中小企業など、低生産性部門に対する総花的施策を改め、思いきった構造政策を推進し、真に育成すべきものを選んで重点的な施策を行ない、その他については脱農化・転廃業を促進し、人的能力を高生産性部門に移動させなければならないと考える。

また、これらの施策が総合的なものであり、早目に行なわれれば行なわれるほど、犠牲者の数は少なく、その程度は軽く、経済機構への再登場が早められ、それにとまらざる対策費も軽減されると考え、転換対策としての社会保障の役割を高く評価し、効果的な活用を期待する。

3. 産業構造の高度化と労働力不足に備え、政府は産業界と協力し、国民を適職に配置する体制を整えなければならない。

すでに指摘したとおり、わが国が今後のきびしい国際環境に耐え抜くには、産業構造をさらに高度化し、低生産性部門の人的能力を高生産性部門に移動させる必要がある。しかもこのような構造政策は決して一時的なものではなく、産業構造の高度化・技術進歩・人的能力の産業間移動の必要性は、絶えることなく、むしろ加速度的に要請されると思われる。

しかし現在、失業保険給付をめぐって「職業的求職者」の存在すらみられ、手当と就業の二者択一のカケヒキが、係官と受給者の間に展開されている。

われわれは保障の内容が「失業」まじりや「生活費」などではなく、「能力に応じた職業」だと考え、今後は国が単に職業紹介の手続を改善するにとどまらず、職業についての正確な情報を絶えず新鮮な形で国民に広報し、職業訓練制度を充実しなければならず、紹介あるいは訓練を不当な理由によって拒む者に対しては、失業手当の支給について何らかの制限または停止を考慮する必要があると考える。

現在先進諸国は、労働力不足にとまらざる経済の硬直化を防ぐため、労働力の流動化につとめ、職業再訓練を強力に推進している。わが国にも遅からずその状態が現われることを考えれば、国が将来の労働力需給を正確に見通し、今後急速に需要が増大するとみられる専門技術者・高級管理者などの訓練プログラムを定め、あるいは供給が急激に減少するとみられる筋肉労働力について対策を講じ、中高年齢者・婦人・軽度の心身障害者を再訓練するなど、人的能力の効率的活用につとめることが必要である。

職業訓練機関は単に公立のものだけでなく、民間が業界・地域ごとに共同して設立し、あるいは現行機関に資金参加するなど、多彩かつ現実的なものであることが望ましい。

4. 医療制度と医療保障制度については、医薬分業体制・専門医制度を確立し、適正な医師技術料を保証して投薬の乱用を押さえるなど、医療給付費の不合理な増加を抑制しつつ、国民の健康水準の向上につとめなければならない。

わが国の社会保障水準は未だに低く、拡充強化につとめる必要がある。しかし国民所得の5%、1兆3,000億円にのぼる総医療費をみると、われわれは医療が生命にかかわるものであることを認めながらも、その支出は異常であり、その内容を再検討することによって、これ以上の膨張を防がなければならないと考える。

われわれはまず薬剤費の高騰に注目し、必要以上の投薬を抑制し、製薬業の公共性を高めるよう配慮する必要があると考える。

しかし投薬増加の陰には、保険制度によって医師の技術が画一的に取扱われ、報酬に反映せず、投薬が技術料のふくみ報酬として悪用されている事実があることを考慮しなければならない。われわれは、医薬分業を完全実施するとともに、体系的な専門医制度を客観的な基準にも

とづいて確立し、技術差を保険の診療報酬に反映させるべきだと考え、たとえば、予防措置を重視し医師の地域的偏差を是正するため、予防診療・健康指導・へき地での医療活動にも特別の報酬加算を行なうなど、報酬体系の再編による医療体系の適正化に導くよう配慮すべきだと考える。

また診療体系が混乱し、各医療機関が競合している点を遺憾とし、公立病院の公共性を高めるなど、大学病院・公立病院・一般開業医の関係が調整されるよう期待する。

5. 過密による交通・公害問題、過疎によるへき地農漁村問題等は、社会保障給付の原因となり、しかもますます増大の傾向を示している。このような事態に対し、政府は根本的対策として実行性に富む国土開発計画をたて、過密・過疎にもとづく好ましくない状態を解消する努力が払われなければならないが、既に発生している事態に関しては、早急に総合的応急措置を講じ、損害の発生を極力防除するよう努めなければならない。

経済の高度成長ともなって都市化の進行など生活環境の変化は全国的に著しく、国民の生活水準が大いに向上した反面、社会投資の不足と民間経済活動の計画的誘導の不備によって過密・過疎と呼ばれる現象が生み出され、通勤通学難や道路交通渋滞の緩和・交通事故の撲滅・居住水準の引上げ・公害の解消など、解決すべき課題は多い。政府はこれらに対し、長期的根本対策と応急対策とを樹立し、その防除と排除に努めるべきである。

過密現象の解消を徹底するために、経済計画と国土計画とを調整し、また土地をめぐる私権と公共の福祉の調和をはかることが必要であり、われわれは「土地収用法案」、「都市再開発法案」等の一刻も早い成立を期待する。また、われわれは公共機関による適正な一手買取りの途を開くとともに、国・地方公共団体等が具体的な計画を広く国民に提示してその協力を得る体制を確立することが要請され、一方的な計画の押しつけは許されず、また地元の受入れ体制も改めなければならないと考える。

具体的な国土——都市建設のビジョンについては政府部内に大きな意見不一致がみられ、地方自治体の計画も住民を満足させるものではない。政府は国民生活の基盤となる国土建設計画を早急に準備し、「土地収用法」等の成立をまって国民に提示し、その批判を仰ぎ、住宅・都市建設など固定資本を計画的に、ムダなく形成するよう配慮すべきである。

人命尊重の立場から緊急を要する問題について、われわれは政府の強力な応急措置を期待する。具体的には、人と車の分離・幹線輸送と地域輸送の分離・地域内輸送の質的分離・交通取締りの強化・事故者の早期治療・後遺症の総合的治療と研究・公害に関する調査研究等であり、その際、行政機構の一元化による強力な措置と施策の重点化が図られなければならない。

また公害については、「公害基本法案」に国民の意志が十分反映され、一刻も早く成立する

ことを希望し、とりあえず原因に対する基礎的な実証研究・実態調査が、充実した組織によって行なわれることを期待する。

過疎現象解決のため、政府は従来の過疎対策を総合的に推進する一方、根本的に現象そのものを解消するため、必要に応じて積極的に離村・離島を促進し、あるいは産業および観光開発・道路・通信網を拡充整備するなどの抜本的措置をとるべきであろう。

6. 今後わが国の国情を考慮しながら、政府・企業および国民はそれぞれの責務を痛感し、豊かな社会保障国家の建設に必要な財源の拠出を惜しんではならない。

わが国の社会保障給付水準は国際的にみてまだ低く、今後、経済成長に応じて引上げる必要があると考える。しかし引上げの方法が特定先進国への追従であってはならず、わが国が「活気にみち能率の高い社会」を実現するため、最もそれにふさわしいプログラムに従うことが必要だと考える。

企業内福祉制度が社会保障に対する長年の先行・代替・補完を終え、その役割の大半を充実した社会保障制度に移管しようとし、一方わが国が経済環境の変化に応じて国際競争力を強めようとしている現在、われわれは社会保障制度を人的能力の効率的活用と維持・向上という見方からとらえ直し、それが産業構造高度化などの経済政策を強力に裏付けるものと考え、以上の提言を行なった。今後は適職配置によって人的能力を効率化し、健康保障・老齢保障・生活環境の改善によって人的能力を維持向上させなければならない。われわれはこのような役割を果たしうる社会保障に対し、企業と国民が必要な財源の拠出を惜しんではならぬと考える。また政府も政策効果に乏しい補助金支出の打切りや、行政機構の簡素化などを通じて必要な社会保障予算を拡充し、施策の充実と強化に一層努力しなければならないと考える。

社会保障拡充の必要性は大きいと説くことはたやすいが、その財源は限られている。政府・企業・国民がそれぞれの責務を痛感し、豊かな社会保障国家の建設に努力しなければならない。

安西委員会協力者氏名（順不同・敬称略）

委員長	安西正夫	当会総合委員，昭和電工(株)社長
主査	入江庸男	日本通運(株)副社長
委員	山田雄三	社会保障研究所所長
	河原亮三郎	東芝機械(株)社長
	伍堂輝雄	日本航空(株)副社長
	田嶋圭一	日本セメント(株)専務取締役
	別所安次郎	前・私鉄経営者協会専務理事・事務局長 現・日本民営鉄道協会専務理事
	吉田要三	鉄道機器(株)社長
	宮崎勇	前・経済企画庁国民生活局国民生活課長 現・" 調査局内国調査課長
	笹倉三郎	行政管理庁行政監察局調整課
	笠原暁	日通総合研究所経営管理部主任研究員
	谷昌恒	社会保障研究所研究員
	堀川三夫	三菱油化(株)人事部労制課長
	川野宏	前・労働省貸金部業務課課長補佐 現・" 統計調査部調査課課長補佐
	菱沼従尹	第百生命保険相互会社取締役調査室長
	江間時彦	厚生省援護局庶務課長
	勝谷保	前・中小企業庁施策普及室長 現・通商産業省公益事業局ガス課長
	別府正克	日本通運(株)勤労部福祉課
	高橋元	経済企画庁総合計画局計画官
	中野徹雄	経済企画庁総合計画局計画官
	和光俊彦	前・日本経済調査協議会主任研究員 現・東京電力(株)企画室調査課

(6) 調査報告 67-6

— 植村委員会 —

「将来のエネルギー供給上の諸問題  
—主として技術的観点より—」

戦後のわが国のめざましい経済成長にともなって、石油・ガス・電力などエネルギーの消費量は急激に膨張した。昭和40年には1次エネルギーとしての石油の供給量は約1億トンにのぼるが、これは同年のわが国の粗鋼生産額約4,200万トンを大幅に上回り、水の消費量につく数量である。水についてはその重要性を身近かなものと感じているが、石油もまたその水に劣らない重要な物資になってきている。もし、石油がなければ、発電にも支障もきたし、工業生産等に大きな打撃を与えるばかりでなく、農耕機械も輸送手段も動かなくなり、日常生活にも支障をきたすことは明らかである。

わが国はこのように重要な石油の大部分を輸入に依存しているが、経済の拡大にともなって、この石油輸入は今後ますます増大する傾向にあり、昭和60年度には約4億7,500万キロリットルにも達するものと見込まれている。このように膨大な量の原油の輸送を安全に確保するだけでも決して容易なことではない。

さらに、ガソリンその他の石油製品を生産し、あるいは電力に換えて、最終消費者に至るまで安全に供給するには、その過程で、大気汚染などの公害の発生、過密化の中での輸送上の困難など、多くの問題が発生している。

一方、原子力発電、燃料電池、液化天然ガス、直接脱硫、超大型タンカーの建設など、エネルギーの分野にはめざましい技術革新が展望される。このうち、経済性の高い高速増殖炉の開発などは、わが国にとってきわめて重要な課題である。

このような情勢の中でわが国の将来のエネルギー供給上の問題を長期的な視点に立って、とくに技術的な観点から追求しようというのが本委員会の狙いであった。

昭和41年12月「将来のエネルギー供給上の諸問題」に関する専門委員会を設置した。

なお、当会では、これよりさき、昭和41年8月に、アメリカの Resources for the Future Inc. から6カ月の予定で当会に派遣された J. W. Mullen 氏を受け入れ、エネルギー問題についての共同研究会を組織していた。Mullen 氏の研究テーマは、明治以来のわが国の経済成長とエネルギー需給との関係を統計的に把握し、今後の見通しに資することであった。当会ではエネルギー問題についての専門家の協力を得て、この共同研究会において、主として戦後のわが国のエネルギー需給事情などの調査を続けていたが、上記専門委員会の設置にともなって、この研究会は発展的に吸収された。専門委員会では、研究会での調査を基礎とし、さらに

将来のエネルギー問題について、本格的な研究に入った。

この委員会は少数の専門委員で構成したが、研究対象としたエネルギーの分野は広汎にわたっており、とくに、専門的な技術問題等については、外部の専門家を招いてその見解を聞いた。また、新潟の油田、ガス田地帯をはじめ、東海村の原子力発電、あるいは久里浜の新鋭火力発電など各地のエネルギー関連施設を現地に視察し、これらの実態調査と25回にわたる委員会の討議をへてとりまとめられたのが本報告書である。

全体は序論と本論および補論とに分かれ、序論は「将来のエネルギー供給上の課題と技術革新」および「エネルギー技術の意味とそのシステム」の2章より成っている。

本論は8章に分かれ、電力産業、原子力発電、液化天然ガス、石油精製、化学工業等部門別にそれぞれ技術革新の方向を検討するとともに、エネルギー・フローについての総合計画、およびエネルギーの安全保障について検討を加えている。さらに補論では、外部の専門家からのヒヤリングを中心に、「電気自動車」、「公害防止問題」など6項目のエネルギー関連技術について報告している。

この報告書が発表されるや、とくに、高速増殖炉の開発に官民の総力を結集し、わが国の「技術オリンピック」として盛り立てるべきで、このような原子力の平和利用を推進するために、原子力過敏症を克服すべしとした提唱が、この種の問題に関心を有する人びとの共感を呼んだ。また、エネルギーの輸送、配給に総合計画の樹立を呼びかけた点も注目され、エネルギー供給の重要性について一般の認識に資するところが少なくなかった。

以下に掲げるのは、本報告書の巻頭に掲げた「要約と提言」の全文である。「原子力開発などエネルギー分野に展望されるめざましい技術革新は、次代の経済発展を支える中心的課題である」とした「基本的認識」からはじめて、9項目にわたる提言を挙げている。

#### —要約と提言—

##### 〔基本的認識〕

原子力開発などエネルギー分野に展開されるめざましい技術革新は、次代の経済発展を支える中心的な課題である。われわれは、広く国民の理解と支持をえて、科学技術の総力を結集し、この歴史的課題に挑戦すべきである。

また、将来の膨大なエネルギー需用に対応して、その経済性と安全性を確保するために輸送・配給手段等について総合的な観点に立って検討を急ぐとともに、エネルギーの安全保障についても十分配慮すべきであるとする。

科学技術の進歩が人類社会の発展に先導的役割を果たしてきたことは改めて指摘するまでもない。とくに経済と科学とが高度な発達を示している近代社会では、科学研究の成果が経済発

展の大きな原動力になっている。

最近、一部には「技術革新の時代は終わった」とする見解もみられるが、われわれはエネルギーの分野においては、今後ともめざましい技術革新が展望され、10年から20年の将来には、それらが次々に産業活動の中に実用化されてゆくものとする。すなわち、高速増殖炉・燃料電池・電気自動車・MHD発電からさらには核融合などがそれである。

このうちとくに原子力については、アメリカやソ連では軍事支出等国家予算を背景として、その技術開発力に卓越した地歩を確立しており、ヨーロッパでも緊密な国際的技術協力体制をもち、各国とも多額の国費を投じてその開発を推進している。わが国のこの部門における自主的技術開発力はこれらに比べ大幅に立ち遅れていることを認めざるを得ない。

顧みれば、開国以来今日までおよそ100年、先進工業諸国との技術格差（テクノロジー・ギャップ）を埋めるためにわが国は懸命の努力を続けてきた。近年になってようやく一般民間技術水準においてはこの格差をかなり縮小するまでになった。

さらに今後、原子力平和利用技術において欧米諸国に追いつくことができれば、はじめてわが国は真に先進国の仲間入りを果たしたものである。もし、この技術開発においてふたたび大きく立ち遅れることになれば、それが次代のエネルギー革命の中心として、経済的にも社会的にも広汎な影響を及ぼすものであるだけに、わが国経済はいつまでも後進国段階に甘んじるより他ないであろう。

また、エネルギー需要の急増に顧み、石油や天然ガスの輸入から製品の最終消費にいたるまでの輸送配給に経済性と安全性とを保持することが、今後ますます重要な課題になると考える。長期的な展望に立って総合的な流通対策を急がなければ、エネルギーの生産・加工における技術革新の成果を国民経済全体に均てんさせることはできないであろう。

われわれはこのような観点に立って、今後のエネルギー供給上の重要な問題点を明らかにするとともに、望ましい技術開発の方向を追求した。

ここに示した課題は、いずれも一朝一夕に解決できるものではない。今後10年ないし20年の将来に期待される技術革新を前提とし、長期的視点に立って解決を要請されると考えるものである。しかし、今日のエネルギー事情はきわめて流動的であるばかりでなく、各種の技術開発の中には予想以上に急速な進展を示すものが現われるかも知れない。そして技術革新の具体化は多かれ少なかれ摩擦を伴うものである。われわれはこの摩擦を最少限にとどめるよう、関係当局や関係業界はその対応策を今から用意することが望ましいと考える。

最後に、最近の中東情勢などに顧み、エネルギーの安全保障についても、非常の用意をもつべく、われわれの考えを明らかにした。

エネルギー産業において期待される技術革新

I 【進歩改良・実用化の期待される技術】

区分	項目	摘要
A	潮力発電	潮流を利用してタービンをまわす発電法。特殊な地点でしか行なえず全体として大電力は望めない。
	風力発電	風力により風車をまわす発電法。山頂、孤島等の小電力用。
	地熱発電	火山地帯の地熱蒸気を利用してタービンをまわす発電法。適地が限定され、全国的大電力は望めない。
	太陽熱利用	熱としての直接利用のほか、この熱による発電も考えられる。効果的集光法がむずかしく大規模利用は困難。
	石炭の地下ガス化	炭層内で着火し不完全燃焼させ可燃性ガスとして地上にとり出す。人力を使わぬので経済的採掘法となる可能性がある。
	油・ガス田の探査	現在の物理探査法は間接的であり、その後の試掘成功率は10%前後にすぎず、画期的な直接探査法の開発が望まれる。
	海底油田の開発	大陸棚には未開発の石油資源が多く埋蔵されている。陸岸から遠く水深の深い地点の油田の経済的な開発技術が望まれる。
	原油回収率の向上	通常の採油法では埋蔵量の20~25%しか回収されず、2次回収法により40~50%まで採れる。経済的に効果的な回収率向上が望まれる。
	ターラサンド・オイルシェールの開発	これらの地層中の油は流動しないため未開発であるが埋蔵量は大きい。露天掘りや加熱溜出による採掘法の実用化が望まれる。
	B	ケモファイニング
重油の脱硫		排気中の硫黄公害防止のため必要であるが、現状ではかなりコスト高になる。安価な脱硫法の開発が望まれる。
天然ガス液化		天然ガスは-162°に冷やすことによって液化されタンカー輸送が可能となる。その実用は始まったばかりで、今後液化コストの低下が望まれる。
C	在来型原子炉	実用原子炉の技術は現在全く外国からの導入に頼っているが、わが国の条件に適した安全性・経済性の高い炉の製作技術を自主的に開発する必要がある。
	超臨界火力発電	発電タービンへの供給蒸気が高温・高圧な程熱効率がよくなる。臨界条件以上の高圧高温蒸気による高熱効率発電技術の開発が望まれる。
	ガスタービン	燃料燃焼ガスで直接タービンをまわすので、ボイラーが不要で始動停止が容易であり、ピーク発電に適するが、大容量、高効率のもの開発が望まれる。
D	太陽電池	太陽光線から直接電流が得られ、特殊電源には好適だが、大規模発電には面積と価格が問題、安価なもの開発が望まれる。
	大型タンカー	石油の輸送量はますます増えるので、タンカー大型化による運賃減の経済的影響は大きい。航路・港湾等の整備がともなわねばならない。
	LNGタンカー	-162°のLNGを運搬する冷凍船。今後の改良によるコスト低下が望まれる。
	超々高圧送電	電力の輸送量および距離の増大にともない、50万V以上の超々高圧送電が必要となってきた。関係技術の整備による建設コストの減が望まれる。
	直流送電	長距離・大電力の輸送には直流送電の方が有利となる。このために必要な交直変換装置の国産化等関係技術の開発が望まれる。
	パイプ送電	送電線を架線とせず、パイプに入れる方法。経済的である可能性があり、関係技術の開発が望まれる。

	変配電装置の小型化	都市内部に大容量の変配電装置を設ける必要性が増しており、装置の小型化が望まれる。
	石炭のスラリー輸送	微粉炭を水と混ぜスラリー状にしてパイプラインで輸送する方法。石炭輸送費削減のため、その実用化が望まれる。
	石油のパイプライン輸送	石油製品輸送量が増えるに従い、鉄道・道路輸送からパイプ輸送に切りかえる必要があり、そのコスト削減のため関係技術の整備が望まれる。
	天然ガスの地下貯蔵	ガス需要は夏冬の差が大きく、季節調整には背斜構造中に圧入して貯蔵するはかない。関係技術の整備が望まれる。
	石油の海中貯蔵	石油の消費増大にともない、貯蔵量を増やさねばならないが、地上タンクは広大な土地を要するので、海中貯蔵等安価な貯蔵法を開発する必要がある。
E	都市ガスの天然ガス化	天然ガスは製造ガスの2倍の熱量を持つので、配管費が削減され、都市ガスの合理化普及に資する。

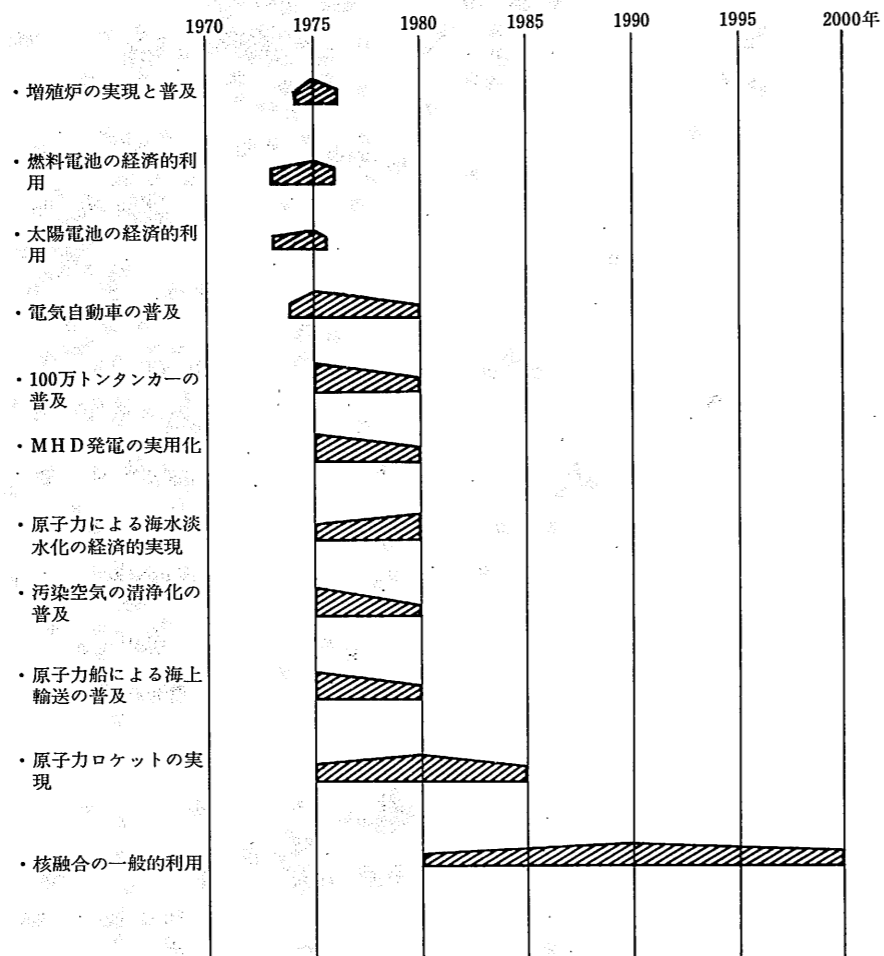
II 【今後開発の期待される新技術】

区分	項目	摘要
B	ウラン濃縮	現在実用化されている原子炉の多くはウラン235が濃縮された燃料を必要とするが、濃縮技術は数カ国に独占され、かつコスト高であり、その技術の国産化が望まれる。
	使用済核燃料の再処理	使用済核燃料は有用成分の再利用、不要成分の廃棄のため、分離処理が必要で、その適切・低廉な処理技術の開発が必要である。
C	新型転換炉	ウランを輸入に頼るわが国としては、ウランの利用効率の高い経済的な原子炉を自主的に開発する必要がある。
	高速増殖炉	運転中の炉内で非分裂性のウラン238がプルトニウムに変わることに伴い、消費量以上の核分裂性物質を生成する炉。ウラン利用率が最も高く、原子炉開発の重要目標である。
	核融合	重水素の核融合反応を制御下で行なわせ莫大なエネルギーを取り出す技術。燃料は豊富であるが、反応生起に必要な超高温の発生がむずかしく、かなり将来のもの。
	MHD発電	強力な磁界内に高温導電性ガスを流し、直接電流を得る。排ガスの熱でタービン発電を行なうことにより総合熱効率55~60%が得られる。
E	燃料電池	可燃性の物質を電気化学的に酸化させ、熱過程をへず化学エネルギーを直接電気にかえる。原理的には85~90%の高効率を得られる。
	電気自動車	当初は新型蓄電池・最終的には燃料電池の完成により完成されると考えられている。排気ガス公害がない。
	原子力船	船舶の大型・高速化には原子力エンジンが有利とされている。安全・小型・低廉な原子炉の開発が必要。
	原子炉熱による海水淡水化	淡水需要増大にともない、海水淡水化が必要となるが、コスト削減には原子炉の大量の熱を利用するのが最適と考えられている。

(注) 区分 A: 1次エネルギーの開発に関する技術 B: エネルギー物資の加工に関する技術  
C: エネルギー転換技術 D: エネルギー輸送および貯蔵技術  
E: エネルギー利用に関する技術

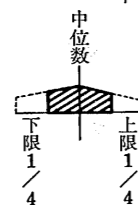


エネルギー関連技術の実用化年予測 (日本経済研究センター調べ)



資料：日本経済新聞 昭和42年4月10日朝刊

(注) 数回にわたるアンケート調査によるわが国における実現予測年のバラツキに4分位数をとり、下限4分の1、上限4分の1、全回数の中位数に相当する各時期を求め、この3点から山形の図形を描いたアメリカ・ランド社開発の取れんアンケート法(デルファイ・メソッド)による予測。



1. (動力炉開発事業と官民総力の結集)

新型転換炉および高速増殖炉を開発することは、単にエネルギー経済の分野に革命的变化をもたらすばかりでなく、わが国の技術水準の飛躍的向上に資するところが大きい。

われわれは、官民協力して、わが国の科学技術陣の総力を結集し、新型転換炉および高速増殖炉の建設を中心目標とする一大技術開発事業を推進すべきことを提唱する。

すでに動力炉・核燃料開発事業団の設立が決まり、動力炉開発は積極的に推進される情勢にある。原子力委員会の計画によれば、新型転換炉は昭和50年代の前半までに、高速増殖炉は60年代の初期には実用化の段階に達することを目標とし、今後10年間に約2,000億円の資金を要するものとしている。

このように大規模な技術開発事業は、わが国としてはじめての経験である。これを成功させるためには、事業団を中核として、わが国の科学技術陣の総力を結集する必要がある。このためには、広く官民各層の理解と支援を得る必要がある。

従来、大型技術の開発において、政府および政府関係機関・大学その他の研究機関等相互間、あるいは民間企業の科学技術陣との間における技術協力体制は、とかく円滑を欠くうらみがあり、開発事業の進捗は遅れ勝ちであった。

われわれは高速増殖炉の建設を最終目標とするこの国家的技術開発事業は、先進国に対するテクノロジー・ギャップを埋める歴史的な好機であると認め、わが国の総力を結集して、これを速やかに成功せしむべきものとする。

このためには、技術関係者ばかりでなく、官民各層の積極的な協力を得る必要がある。この点に関連して、さきのオリンピックが単にスポーツ関係者ばかりでなく、広汎な国民各層の支持を得て成功した教訓に学ぶべきものが少なくないとする。すなわち、この大事業推進の中核体である事業団は、まず、わが国民のこの事業に対する正しい理解を得ることに努め、その積極的支援を得べきである。電力産業、関係機器メーカーその他の関連産業の協力を得べきことはいままでもない。

政府はこの長期にわたる大事業を推進するために、予算における単年度会計主義を是正し、また、研究公務員等の処遇を改善して頭腦の結集をはかる等、直接間接の促進措置をとるべきである。とくに、大規模技術研究を効率的に推進するためのマネジメントの手法等についても研究し、幅広い視野に立って円滑にこの事業が促進されるよう配慮することが望ましい。

このようにして総合的な研究体制を確立できれば、それ自体きわめて有意義であり、他の技術開発の推進等にも波及するところが大きいであろう。

また、これは大規模技術開発における国際的協力体制参加への基盤ともなり、次にきたるべ



き核融合技術開発の力強い足がかりともなるであろう。

## 2. (原子力平和利用の基盤強化)

いわゆる“原子力時代”の到来に対応して、原子力の活発な平和利用を推進できる技術的・社会的基盤を強化すべきである。

このためには、一方では放射能汚染等に対する安全性の保持に徹底を期するとともに、他方では国民の“原子力過敏症”を克服し、原子力の平和利用に正しい理解を深めることが肝要である。

わが国における原子力の平和利用は緒についたばかりであるが、今後にはめざましい発展が期待される。比較的遠い将来の高速増殖炉や核融合を別にしても、在来型原子炉の国産化、ウラン濃縮、プルトニウム利用、原子力船、海水脱塩など将来にその実現の可能性が展望されるものも少なくない。これらの開発が進めば、関連機器や部品メーカーの発展が促され、原子力産業はわが国産業に次第に大きなウエイトを占めるようになることが期待される。

ところが、これにはウラン資源の探鉱・開発から原子炉の廃棄物の処理にいたるまで、放射能汚染等多くの危険がともなう。原爆の洗礼という特異な経験をへたわが国民の中には、原子力を危険なものとして一途に忌避する感情が強くなり、その研究施設の設置でさえも支障をきたした場合が少なくない。

わが国の国土は狭く、人口密度は高く、地震も多い。原子力開発にともなう安全性の保持には特段の注意を要することはいうまでもない。

しかし、アメリカでは当初砂漠の中に建設していた原子力発電所を最近では都市近郊に建設しつつある。危険な“原子の火”を安全に利用する知恵と技術を持ちえてこそはじめて、次代の人類社会に先進国として存在を許されるのであることを思えば、その平和利用に消極的であることは、いつまでも後進的段階に甘んじることを意味する。

政府をはじめ日本原子力研究所、その他原子力関係諸機関は、わが国の原子力開発に関する実情と今後のプランを示して、広く国民にその経済的・社会的意義を明らかにするとともに、関係機関相互の技術交流を密にして、原子力の平和利用体制を強化すべきである。

## 3. (直接発電技術の積極的開発促進)

電磁流体発電 (MHD 発電\*)、燃料電池等、原理的に、高いエネルギー転換効率を期待できる直接発電技術の開発を積極的に促進すべきである。

一次エネルギーの大半を輸入に依存するわが国としては、これらの技術開発は、熱損失率を

\* Magnetohydrodynamic

低減し、輸入外貨を節約する上からも非常に有意義である。

火力発電、運輸機関等、エネルギー利用の主体をなす部分にはエネルギー転換過程に熱機関を含んでいる。この熱機関のエネルギー転換率は原理的に制約があり、最新式の大規模火力発電でも40%どまり、通常の内燃機関では20~35%程度である。また、原子力発電においても、現在考えられているように発電にタービンを用いる場合、総合効率は約30%程度といわれる。

これに対し、熱機関によらず、強力な磁場内で高温の導電性ガスを流すことにより直接電流を得る電磁流体発電 (MHD 発電) が考えられ、これと在来のタービンとを組み合わせることにより、50~60%の総合転換効率が期待される。この方法は元来きわめて高温の熱を発生する原子炉との組み合わせにおいて最も有効である。

また、全く熱過程をへないで化学エネルギーを電気化学的方法によって直接電気に転換する燃料電池においては、理論上80~90%の転換効率を得られることから、アメリカ等ではこれらの開発に大きな努力が傾注されている。

燃料電池には各種の方式が考えられ、大出力用のほか、小動力用のものの開発は、電気自動車の実用化にとって必須のこととされている。

一次エネルギーの大半を輸入に依存せざるを得ないわが国として、現状で平均70%に達している熱損失率の低減は重要な課題である。したがって、MHD 発電および燃料電池等の直接発電技術の研究開発の促進については、国としても積極的施策を講じるべきである。

## 4. (液化天然ガス利用の促進)

液化天然ガス (LNG\*) の導入・利用を積極的に促進すべきである。とくに都市ガスについて、将来その普及・合理化を進めるために、逐次天然ガスに切り換えることが望ましく、関係当局および関係業界は早急にこの問題の検討に取り組むべきである。

また、LNG の輸入コスト引下げのため、冷凍液化、LNG タンカー建造等関係技術の開発を促進すべきである。

天然ガスはエネルギー供給の中で今後ますます比重を増すものと考えられるが、北サハラ・アラスカ等わが国周辺地域にも過剰未利用の天然ガス田が多く発見されており、最近の技術革新によってその冷凍液化によるわが国への輸入が始まろうとしている。

LNG は無硫黄・高カロリー・無煙の高級な燃料であり、家庭用ガスとして最適であるばかりでなく、ボイラーの燃料として重油に代替される。

LNG の再ガス化後の価格は、現状でも製造ガスの製造コストよりも低廉である。また、そ

\* Liquefied Natural Gas

の発熱量は製造ガスの2倍あるので、相対的に少量で足り、家庭用ガス価格の中で大きな比重を占める配給費の低減に大きく貢献し、現在導管供給が経済的でない地域にも都市ガスを普及せしめることができる。

都市ガスの天然ガス直接供給への切り換えは、家庭用ガス器具の取り換え、既存のガス製造工場のスクラップ化、都市を結ぶ共通パイプライン網の整備等、多くの問題を含んでいるが、都市ガス合理化の大きな契機となるものであるから、諸外国の例に徴しても、関係当局および関係業界はこの問題の全面的検討に真剣に取り組むべきである。

LNGは無硫黄なので、これを重油に代替使用することは硫黄公害の軽減に役立ち、さらにその供給源は北サハラなど近距離にも求められるので、エネルギー供給源の分散化にも役立つ。

LNGの導入・利用はこのように利点が多いので、積極的に促進すべきであり、その輸入コスト低減のため、効率的な冷凍液化技術やLNGタンカー建造の合理化など関係技術の開発につとめるべきである。

#### 5. (エネルギー関連公害の防止)

エネルギー需用の拡大にともなって、関連公害の防止は今後ますます重要な課題になる。官民協力して効率的な公害予防技術の開発を促進すべきである。

石油・天然ガス・ウラン鉱等の採掘から石油精製、火力および原子力発電、自動車等、エネルギーの生産・転換・製品の輸送および利用等に関連して公害発生危険が少なくない。今後、エネルギー需要の拡大にともなって、政府は関連公害の防止規制を強化する一方、直接脱硫や自動車排気ガス除害技術、その他エネルギー関連公害の効率的な予防技術の開発を積極的に促進すべきである。

さらに、電気自動車や燃料電池等の技術開発の促進が、自動車排気ガスの抜本的解決という見地からきわめて望ましい。

なお、公害予防コストの負担については、公害発生源の性格によっても異なるが、当該関連企業のみならず、政府・地方関係当局は、公債財源をも含めて十分な対策を講じ、美しい自然と国土の保全に万全を期すべきである。

#### 6. (タンカー航路の安全確保)

オイル・タンカーの輸送急増にともない、航路の安全を確保することは重要な課題である。とくに、タンカーの大型化に関連して、マラッカ海峡の航路整備、さらに、スンダ海峡およびロンボック海峡等における超大型タンカーの安全航行のための調査・測量等を関係諸国との協

力の下に早急を実施すべきである。また極東・中近東航路を短縮する南タイ地峡部の運河開さく計画への協力についても検討を進めることが望ましい。

大型タンカー輸送の安全を確保することの重要性は、さきのトリー・キャニオン号の例にみても明白である。この事件が契機になって、タンカー災害に対する保険責任の問題が保険業界で論議され、一部に大型タンカー保険料の大幅引上げの意見もみられるが、タンカー大型化の傾向はなお続いている。わが国の近海航路におけるタンカー航行の安全確保はもとより、遠い公海上の航行についても安全保持について特段の注意が肝要である。

とくに、マラッカ海峡はわが国への原油輸送タンカーの大部分が通過しているが、海峡の幅は狭く、航路標識も不備といわれる。今後この海峡を通航する船舶はますます幅濶が予想されるが、わが国はこの航路施設の改善・整備に協力することが望ましい。

さらに、わが国では30万トンから50万重量トンの超大型タンカーの建造が計画されているが、マラッカ海峡は水深が浅く20万トンを超えるタンカーの通行は困難である。したがってこれら超大型タンカーは水深の深いスンダ海峡、またはロンボック海峡を迂回する必要がある。ところが、これら海峡について、超大型タンカーの安全航行に必要な資料は皆無に近いので関係国との協力の下に実地調査・測量を実施して、必要な資料を得るとともに、航路施設の整備等にも協力すべきである。

なお、南部タイの地峡部を横断し、タイランド湾とインド洋を結ぶ運河の開さく計画についても、タンカー大型化等の新しい情勢から、この際その経済性等につき検討することが望ましい。もし、タイ政府の同意ならびに関係諸国の協力が得られれば、わが国は実地調査等に積極的に協力すべきである。

本来この種の海域測量や航路整備等は国連等国際機関において実施されるのが本筋であろうが、内外の情勢からみて、わが国が積極的に進める必要があると考える。

要するに、東南アジア・極東の政治的・社会的安定と経済的発展、ならびにわが国との友好関係の保持は、原油輸入航路の安全確保の観点からも決定的に重要な課題であることを認識し、この地域への経済的・技術的協力のあり方にも、他地域に対するものは、自ずから別個の視点をもった施策を推進すべきである。

#### 7. (エネルギー・フロー(物的流通)に関する総合計画の策定)

エネルギー消費の増大と消費密度の上昇、エネルギー生産・加工方式の大型化あるいは都市過密化の進展等に対応して、電力・ガス・石油製品等エネルギー・フローについて総合的な計画の策定を急ぐべきである。この計画は産業立地・道路・港湾・運輸・都市開発あるいは住宅計画等と相互に不可分の関係にあるので、関係当局ならびに関係諸機関は、緊密に協力して総

合的に調整を図り、エネルギー・フローの経済性と安全性を確保する必要がある。とくに、石油・ガスなどは危険性をともない、電力については高い信頼性を要求されるものであるから、パイプライン網の建設、地下ケーブル送電など安全性・信頼性の確保を考慮した効率的な輸送技術の開発が望まれる。

わが国の経済発展にともなって、エネルギーの消費が増大しつつあるが、一方、最近の技術進歩にともなって石油精製工場は日産処理20万バレルを超え、発電所は100万KW以上の設備が中心になりつつある。このエネルギーの生産・加工の場から最終消費者にいたる輸送・配給はますます困難な課題になっている。すなわち、石油における内航タンカーやタンクローリー輸送、電力における従来の架空線方式だけでは、今後の大量消費に対応することは容易ではない。

とくに、都市の過密化にともなって、爆発性のある石油やガス、危険度の高い高圧電力の集中輸送に安全性・信頼性を保持することは重要な課題である。たとえば、東海道メガロポリス構想によれば、昭和60年度には全人口の約75%が全国の約15%の面積にすぎないこの地域に集中し、全エネルギーの約60%が消費されると見込まれている。すなわち、石油製品約2億KI、電力約5,200億KWHで、両者合わせて石油換算およそ3億3,000万KIに相当するエネルギーがこの地域で消費されることになる。これは、昭和40年度のわが国の全エネルギー消費量の約2.2倍に達する量である。

このような過密下における大量集中輸送において、経済性と安全性とを確保することは、今後のわが国の産業の発展、国民生活の向上にとって、きわめて重要な課題である。このためには、産業立地のみならず、広く、道路・港湾・運輸計画からさらに都市計画・住宅計画等とエネルギー・フロー計画との有機的、総合的な調整を図る必要がある。したがって、単にエネルギー関連産業やエネルギー所管当局ばかりでなく、建設省・運輸省その他関係の中央・地方当局は緊密な協力の下に、総合的なエネルギー・フロー計画を策定すべきである。なお、計画策定に先立って、この問題の全面的な研究と実地調査を急ぐ必要がある。

もし、この問題を軽視したり、総合計画が遅れたりして、過密化が一方向的に進展する場合には、たとえば、原子力発電等のめざましい技術革新による発電コストの大幅な低下も、配送電コストの上昇によって相殺されることになり、ひいては、わが国産業のエネルギー・コストに反映し、国民はまた技術革新の利益に均てんできなくなろう。

#### 8. (技術革新とエネルギー関連産業のあり方)

電力産業、原子力機器メーカー、その他の関連産業は、原子力の開発をはじめとするエネルギーにおける技術革新の進展に関連して、これらの技術開発の促進に積極的に協力するととも

に、とくにわが国が自主的に技術開発した新しい機器等のユーザーとしての協力が望まれる。

一方、政府としてはこれら技術開発に積極的な助成を行なうとともに、新開発機器のユーザーに対しては、過大のリスクと負担をかけぬよう助成措置等につき十分配慮すべきである。

また、将来のエネルギー革命の進展にともなって大きな影響を受けるとみられる石油精製業は長期的展望に立って、その対応策を検討することが望ましい。

(1) とくに電力産業はエネルギー産業の中核として、原子力の開発等発電関連技術の自主的な研究開発に参加するとともに、新開発機器のユーザーとして協力することが望ましい。

エネルギーに関する技術革新は原子力発電・MHD発電・超々高圧送電・直流送電・排煙脱硫等電力産業に関連するものが圧倒的に多い。これら技術開発のうち、わが国経済の発展に重要な意義をもつ原子力発電・MHD発電・排煙脱硫については国が中心となって、その技術開発を進めているが、これらの研究は、いわばモデル・プラントの建設、たとえば動力炉では原型炉の建設までを目ざすものである。その後、開発された技術がわが国産業に根を下すためには、新開発機器の使用、実証炉の建設、その他の製作経験を重ねることが必要である。

この意味において、これら開発技術の利用者たる電力産業の協力如何が、技術開発の成否を左右するキー・ポイントとなる。この場合、電力産業の新開発機器の使用等に伴うリスクや負担については、政府がその助成措置等につき十分配慮すべきである。

なお、現在の新鋭重油専焼火力の発電コストが1KWH当り2円30銭前後であるのに対し、10年後には原子力発電コストは1KWH当りおよそ1円70銭と大幅な低下をもたらすものと予想されている。さらに、その後高速増殖炉が実用化されれば、1KWH当り1円ないし1円50銭程度になることも夢ではないとみられている。このようにエネルギー部門に期待されるめざましい技術革新は、豊富・良質にして、かつ低廉な電力価格に反映し、国民経済全体に貢献すべきことはいうまでもない。

(2) 原子力発電、電気自動車等エネルギー分野における急速な技術革新の進展にともなうて、燃料価格および燃料需要構造に大幅な変化が予想される。この影響を受ける石油精製業については、長期的・大局的な見地に立って、今からその対応策を検討することが望ましいと考える。

エネルギーの分野では、原子力発電の経済性の向上・燃料電池、電気自動車あるいは原子力船などの開発にともなって、重油やガソリン等石油系燃料価格は大きな影響を受けるものと予想される。また、非エネルギーの分野では、石油の利用技術が進歩し、石油を原料とする合成化学は製品の種類および量において今後ますます拡大するものと見込まれる。

このような将来の情勢の推移に対応して、石油精製業は大勢としては石油化学との総合化、たとえばケモファイニング等の方向に進むであろう。関係当局および関係業界は長期的展望に立って、エネルギー産業の将来のあり方を検討し、その方向を明らかにするとともに、この際、エネルギー部門の価格体系、租税制度、その他エネルギー行政上の錯綜した諸問題を解決することが望ましい。

#### 9. (石油供給におけるセキュリティの確保)

今後急増するエネルギー供給の安定を確保するとともに、原油輸入の一時的途絶などの不測の事態に備えるために、貯油の増強、供給源の分散化、多様化、原子力開発など多角的施策を推進すべきである。

このうち、貯油については、海上または海底の貯油技術の開発を促進することが望ましい。さらに、われわれは、北海道ならびに日本海その他の近隣海域において原油および天然ガスの探鉱・開発を、国の負担によって積極的に実施することを提案する。

今後エネルギー需要が急増するばかりでなく、その輸入依存度も上昇して、10年後には80%を超えるものと見込まれる。とくに、一次エネルギーの大宗を占める原油は、その90%を中東地域からの輸入に依存している。ところが最近の中東紛争にみられるように、この地域の政情は不安であり、その他天災など不測の事態によって、将来原油輸入が一時的に途絶しないとは保証できない。万一、原油の輸入が一時的にでも途絶した場合その国民経済に与える衝撃が甚大なることに顧みれば、エネルギー供給の安全保障対策の強化は今日の急務であると考えられる。

この場合、貯油の増強が最も効果的な対策であるが、従来の地上貯油方式では巨額のコストと広大な立地を必要とする。この際、沿岸海域を利用する安全にして効率的な貯油技術の開発が望ましい。また、原油や天然ガスの地下貯蔵を促進することも有効であると考えられる。

インドネシア・アラスカ・カナダ等に原油供給源を求めることは、過度の中東依存からの脱却という意味できわめて有意義であるが、不測の事態に備えて、国内または周辺海域に供給源を保有することが最も安全であることはいままでもない。かかる観点から、日本海その他の周辺大陸棚における民間企業による油田開発などは最も望ましく、その場合、民族資本たと合弁資本たとを問う必要はないと考える。

さらに、われわれは北海道ならびに周辺海域の油田、ガス田の探鉱・開発を国の負担において積極的に実施すべきであると考えられる。政府は、この探鉱・開発に成功した場合、非常の用意に充てるために、供給余力としてこれを保持すべきであると考えられる。

#### 植村委員会協力者氏名 (順不同・敬称略)

委員長	植村	甲午郎	当会代表委員、経済団体連合会副会長
主査	徳永	久次	富士製鉄専務取締役
委員	津村	光信	日本瓦斯化学工業専務課長
	尾身	幸次	科学技術庁原子力局原子力政策課課長補佐
	高瀬	郁彌	通商産業省石炭局計画課課長補佐
	武井	満男	日本エネルギー経済研究所主任研究員
	海老原	章三	東亜燃料工業株式会社調査第二課長
	菅	元彦	経済団体連合会産業部長
	高橋	毅夫	経済企画庁調査局調査官
	平井	喜平	前・日本経済調査協議会主任研究員 現・三井銀行ニューヨーク支店調査役

## 「昭和40年代の雇用問題」

豊富にして優秀な労働力に恵まれて昭和30年代末までの日本経済は古今未曾有の高度成長を遂げ、世界の注目を浴びている。しかしながら30年代末頃から労働力需給状態には急激な変兆があらわれ、労働力過剰から一転して不足の声が聞かれるようになった。

このような労働力不足については出生率の低下にともなう人口構成の変化、進学率の向上による若年労働力の不足、資本装備率の低さからくる生産性の低さ、雇用労働力に対する経営者の意識、低生産性部門を多く温存するわが国の産業構造、さらには賃金・物価等関連する分野はすこぶる広汎であり、労働力が不足といい、あるいは過剰という論者それぞれの論拠も皆一面的で問題の本質を把握しているものとは思われなかった。

われわれは問題の重要性を認識し、昭和39年末から本委員会をスタートさせ、専ら統計的分析を中心として、国際比較をも試みながら研究を進め、一応、昭和40年6月に既存資料による統計分析作業を完結し、一先ず中間報告としてわれわれの研究をまとめて発表した。

しかしながら昭和40年に実施した国勢調査の結果が昭和41年末には発表されることが予測され、その調査結果と国際比較に関する海外統計の補充、さらに雇用に関する企業側の反応を本会独自の立場から調査した労働力の活用に関する実態調査結果ならびに経済企画庁における経済社会発展計画作製に当たって集められた雇用に関する基礎資料等を加えて、昭和42年11月最終報告書を完成した。

本研究は中間報告が本文55ページ、統計篇385ページ、最終報告書本文471ページ、統計篇453ページに及ぶ膨大なものとなった。内容の詳細について説明する紙幅を持たないが、われわれはこの作業を通じて雇用に関する問題の所在を明らかにするとともに、若干の政策的提言を試みた。その内容は以下に示す通りである。

われわれの研究が発表された後において労働省当局の雇用問題に対する見解も若干の変化が見られた。それまで雇用問題についてやや楽観的な見解を堅持していた同省が昭和43年1月重要産業に対する労働力の傾斜雇用方針を打出した。このことはわれわれが本研究において指摘した労働力の有効利用と、労働力の3次産業志向傾向に対する対策の必要性の主張と軸を一にするものである。また最近労働省が発表した職業訓練の重要性に関してもわれわれが夙に指摘しているところである。急速な技術進歩による要因と賃金の上昇ならび労働力需給の逼迫化にともない、設備の労働集約型から資本集約型への合理化投資の進行という要因から、最近技能労働力の陳腐化傾向が著しい。このような事態に対して企業や産業は積極的に必要な技能労働

力を再生産して確保する努力が必要である。座して低賃金の若年労働力を随時導入し得た時代は過ぎ去り、政府・産業・企業それぞれの分野における職業訓練により必要な技能労働力再生産の重要性をわれわれの研究は指摘している。

また学校制度をも含めて現在のもろもろの制度の硬直化からくる問題点に言及し、雇用政策はもはや単に労働行政の枠の中だけで処理できる代物ではなく、産業構造政策全般にかかわる問題であることを明らかにしている。

われわれはこのような現実に対して積極的に対策を考究するため、われわれの提言の結論として「総合的な雇用政策推進のための労使経済会議の設置」を提唱した。目下この方針に従って労使双方に呼びかけ各界指導者の有志による懇談の会が持たれている。今後この会合がわれわれの提唱している国民経済会議というような方向に発展するかどうか予断のかぎりではない。しかしながらこの会合は労使双方有志の全く自発的な意思にもとづくものであり、政府、財界あるいは労働界何れの分野からも予め予定された意図や拘束を受けるものではないことをことわっておかなければなるまい。

### —I 昭和40年代の雇用問題(中間報告)における提言—

#### 1. 昭和40年代雇用政策の基本認識

完全雇用あるいはそれに近い状態に到達した先進諸国に共通する悩みは、経済成長、物価、雇用3者のバランスの問題である。

もはやこの段階においては雇用政策は、それ自身の枠の中のみで解決し得ない。それは広く経済政策・社会政策全体の中で、解決が計られなければならない。

すなわち、雇用政策は労働供給量の増大、総需要量の調整、賃金決定機構への第3者の介入、労働市場政策というがごとき一連の労働政策のみならず、産業構造政策を強力に推進することにより、低生産性部門から高生産性部門へ産業分野や労働力を移動せしめて産業構造の高度化を計る過程において対策が講ぜられなければならない。

#### 2. 文教政策と雇用政策

現在労働力需要の最も強い分野は中学高校の新規学卒である。しかるに、われわれの分析が示すごとく、最近の進学率上昇のテンポで推計すれば、昭和50年には高校90%、大学30%の進学率となる。

このような事態に対して、われわれが文教当局に望むことは、長期的観点に立って文教政策と雇用政策との調和を計るよう努力するとともに、量よりも質の面の教育に重点を置くことである。

一方、企業側においては、従来の学歴偏重による賃金制度は当然一掃され、能力給が普及するであろう。したがって、雇用者の能力の向上とその判定をフェアに実施するため、業界別

に一種の再教育、検定機関の設置を考慮すべきであろう。

### 3. 労働力需給予測調査の実施

今日労働力の不足や過剰がしばしば論議されているが、いかなる質の労働力がいかなる時点においてどれ程不足しているか、あるいは過剰であるかを判断する資料に乏しい。

目下不足し今後もますます窮屈になってゆくものと思われる労働力は、若年労働力の新規学卒(中学高校)、質的にはブルーカラー労働力、あるいは夜間勤務やダーティー・ワーク、職人労働力(大工、左官、墨屋)等で、逆に中高年労働力やホワイトカラーはこころばらくは過剰の傾向を維持するであろう。

われわれは、このような労働力需給の状況を正確に把握するために、直ちに労働力需給予測調査の実施を提案したい。

### 4. 技術革新と経営革命

第2次大戦中の一時期を除き、わが国は従来過剰労働力に慣れた生活・社会慣習が存在し、企業経営においても例外ではない。

しかしながら今や労働力の面からも経営革命が強く要請される段階に到達している。すなわち、既述のごとく今後当然不足することが予想される労働力に対しては、技術革新や労働節約投資によって対処する工夫と努力が必要である。この際、進歩的技術革新による合理化努力を怠り、安易に海外労働力を移入して当面を糊塗するような姑息な手段をとるならば、わずかに時を稼ぐことはできても、問題の本質的解決には役立たず、かえってそのために国際的競争に落伍する結果となるであろう。

技術革新に対する労働組合の反応もまた看過できないであろう。しかしながら、労働運動が進歩に逆行するような政策をとったならば、長期的には結局敗北に終わっていることは歴史の示すところである。

### 5. 自由化の衝撃

現在の国際環境の中で、わが国における貿易・資本自由化の進行は急であろうし、それに伴う産業界の再編成は企業の集中合併という姿となって急激な変革をもたらすであろう。しかしこれにともなう雇用の再配置も当然行なわれ、大企業の合理化は一層促進されるであろう。

このような合理化や進歩に対する変革に対しては、労使とも勇気をもって立ち向うべきである。かくして近代産業における雇用構造にも新たな変革がもたらされるであろう。

しかしながら問題は低生産部門にある。従来政策は、中小企業保護に名をかりて自由化を遷延させ、むしろ低生産部門を温存させる結果となっていた。したがって、広汎なこの分野の雇用吸引力が強く、賃金や物価面にもしばしば問題を投げている。

われわれは、この際これら低生産部門に対して漸進的に自由化による衝撃を加えて競争原

理を導入することにより、抜本的な合理化を促進することが今後物価政策・雇用政策上必要であろうと考える。

### 6. 社会資本の開発と雇用再配置

道路・住宅・上下水道・交通・港湾等社会資本に対する投資が従来のように著しい社会矛盾を生じた後に追いつけ投資するのではなく、計画的な先行投資を行なうことが労働力活用の合理化と適正化を計るために必要である。

ことに人口の都市集中化が急で都市近郊が爆発的に拡大しつつある今日、近代的商業流通組織を十分考慮に加えた上で、計画的な都市再開発を行なうべきである。少なくとも第3次産業における低生産性部門の拡大を阻止し、雇用配置の適正化を計るべきであろう。

### 7. 低生産性部門に対する賃金・物価・雇用政策

わが国は、最近の高度成長の結果、ほぼ欧米型の就業構造に近づいた。しかしながら、なお低生産部門に多量の労働力を温存させている。これは農業部門における土地所有の零細性、2次・3次部門における企業規模の零細性に起因する。

農業部門は急激な就業人口流出が進行しており、世代交替時期を迎えればさらに大幅な農家戸数の減少が期待される。

しかしながら非製造部門、とくに商業サービス部門は昭和38年以降むしろ増加傾向にある。

しかしこれら低生産性部門における問題点は賃金上昇を生産性向上によって吸収し得ず、価格に転嫁する結果を生じていることである。雇用政策上のみならず、賃金政策、物価政策上緊急に対策を必要とするところであろう。

### 8. 雇用構造の変化にともなう労働組合組織の変化

雇用に関する国際比較を通じてわれわれがみたところによれば、従来日本の特殊性とみられていた事実がいずれも経済発展段階に応じて各国が体験する共通的な事実が多いということである。

企業別組合という特異な形態をとっているわが国労働組合にも新たな変革があらわれてきつつある。

すなわち、最近国際交流の頻繁化と自由化の進行による海外企業との国際競争の激化、ならびにそれに対応する企業の合併集中等を通じて、企業別組合にも新たな変化のきざしが現われている。鉄鋼・自動車・造船労組等の IMFJC (国際金属労連) への加盟がこの間の事情を物語っている。

労働力の流動化、賃金決定における第三者の介入の必要性等から判断しても、企業別組合から企業別連合組織さらには産業別組合というがごとき形態への移行が次第に進むことが予想される。われわれは、このような判断に立って今後新たな労使慣行の樹立と雇用政策とを考える



べきであろう。

#### 9. 各国における賃金雇用政策の研究

完全雇用を達成した欧米諸国においては、賃金・雇用・物価をめぐって労・使・政府あるいは中立の第三者を交えて各種の工夫がなされている。所得政策・ガイドポスト政策・労働裁判所あるいは最近英国労働党が提案した選別的雇用税等、いずれも各国それぞれの実情に応じて各国各様の努力が払われている。われわれは、これら諸政策について十分研究し、わが国今後の新たな労使関係樹立の参考にすべきであろう。

#### — II 昭和40年代の雇用問題（最終報告）における提言 —

##### 基本認識 — 雇用対策における政府、産業界、企業の責任 —

完全雇用は経済政策の重要目標の一つであるが、ひとたびその目標を達成すれば、爾後の経済政策がいかに困難に直面するかはすでに欧米の経験に徴して明らかである。

ところが今回の「労働力の活用に関する実態調査」によっても明らかなように、労働力需給の加速度的窮迫化が見越される今日であるにもかかわらず、わが国の企業は長年の労働力過剰の経済環境になれ、労働力不足が唱えられている割には雇用政策について積極的施策に乏しく、専ら政府に依存する傾向が強い。

国土が狭隘で天然資源に乏しいわが国では、外国から必要な資源を輸入してこれを加工し、輸出を促進して外貨を稼ぐ必要がある。したがって輸出競争力を持った第2次産業の育成が重要であることは多言を要しない。

したがって、今後の経済成長に見合い、とくにこれらの基本産業部門が、必要労働力をいかに確保するかについては、政府、産業界、企業が総力をあげて取り組むべき課題である。また若年労働力の不足と中高年の過剰、中学卒、高校卒の不足と大学卒の過剰というように、雇用の年齢別、学歴別アンバランスに加え、産業構造に起因する就業構造の不均衡急速な技能労働力の陳腐化が目立ち、さらに昭和40年代後半以降、人口構成高齢化現象はしだいに顕在化する。これらの現象に対して、政府、産業界、企業はお互いに協力し、責任を分担することによって労働力の流動性の確保とその有効利用をはかるとともに、人口政策をも含めた長期的雇用政策の樹立に努めるべきである。とくにこれらの措置が時期を失しないよう心掛けるべきである。

##### 提言 1 総合的な雇用政策の推進

今後わが国の経済は、労働力不足の深刻化するなかで、激化する国際競争に打ち勝ちながら、高度成長を維持し、生活水準の向上を実現してゆかねばならない。

わが国においては、農林業、中小企業あるいは流通サービス業などいわゆる低生産性部門になお多くの労働力が就業しており、完全雇用下において成長の鈍化とインフレに悩む西欧諸国に比べ、低生産性部門から高生産性部門へと労働力を移動することによって、高度の経済成長

を続けてゆく潜在的な可能性を残している。

しかしながら現状は、経済発展の支柱ともいべき部門、すなわち職業別には第2次産業という部門において労働力不足が深刻化しつつあり、この傾向が将来わが国の経済全体の成長を制約するにいたることが憂慮される。加えて現状のままでは、所得水準の向上に伴う進学率の向上によって将来の労働力供給のパターンは、ホワイトカラーの供給過剰と第3次産業就業への志向を一層強めることが予想される。

このような部分的労働力不足に対し、成長率を低めることによって事態の解決をはかることは、本末を転倒するものであり、積極的に潜在的成長力をひきだすための方策が講ぜられなければならない。このため企業が、自ら労働力の活用、生産性の向上に努めるべきことは当然であるが、基本的には、構造政策の推進によって産業構造の高度化をはかることが急務であり、とくに低生産性によるコストの上昇を価格に転化させることを可能にしている現行の制度、慣行、とくに行財政の硬直性を除去することが必要である。

いまや雇用政策は、産業構造政策と切り離して考えられるものではなく、労働力の流動性を確保するための総合施策を講ずることによって経済全体を効率的なものに再編するため、関係各層の衆智を結集する必要がある。またこれを実現に導く政治的決断が望まれる。

##### 提言 2 労働力不足に即応した雇用条件、賃金制度の確立

従来、労働力不足は中小企業においてきわめて深刻であったが、大企業においては、少なくとも最近までは、一部の職種を除き労働力の確保にそれほど支障はなかった。しかしながら43～44年以降、新規学卒とくに中学卒の供給は急速に減少し、生産工程における労働力の中学卒から高校卒への切り替え、あるいは婦人労働力の活用という事態が一般化することが予想される。企業が技能労働力の一般的不足という条件の下において、生産工程労働力を獲得し定着させるためには一層の努力が必要であり、同時に労働節約投資によって局面を打開してゆかねばならない。そのためには一層のコスト増加が必要となり、その負担に堪え得ない企業は当然製品内容、業種の転換を余儀なくされるであろう。

政府当局および企業は、このような推移を見きわめつつ労働市場の条件変化に対応する準備を整えねばならない。すなわち、新規採用者の構造変化と既存の職場秩序との間の矛盾を最小限度に止めるためには、労務管理上新たな配慮が必要であり、雇用条件、賃金制度等もより仕事と能力に即応したものに改められねばならない。とくに最近の技能労働者の不足が、職業移動の増大によって倍加されていること、その地位が社会的にも職場の中でも相対的に低下していることなどを考慮すると、給与、昇進、労働環境を含む技能労働者の労働条件改善が今後の大きな課題となる。したがって、このような事態に則した新たな雇用条件、賃金制度の確立を検討すべきであろう。



**提言 3 新技術に適応し得る人間能力の開発と産学協同の体制の確立**

労働力不足の本格化する過程で、わが国の企業が産業構造の変化や技術革新の発展に適応してゆくためには、政府および企業は技術進歩に適応し得る創造力と適応力に富む労働力の育成確保に努めなければならない。

そのため政府、産業界、企業が協力し、またそれぞれの責務において職業別、地域別の長期労働力需給計画を作成し、各種技能労働力からハイタレント養成に及ぶ幅広い人間能力の開発計画を推進すべきである。

すなわち具体的には、以下の通りである。

(1) 企業は、自ら社内訓練や配置転換等によって、人的能力の向上、労働力の有効利用をはかるとともに、長期雇用計画を樹立して必要労働力の安定的確保をはかる必要がある。

(2) 産業界は、自らの計画と創意にもとづき、必要な労働力の確保のため、業界別あるいは地域別の職業教育・訓練を実施して労働力の再生産をはからなければならない。

(3) 政府は、産業界の実情に則して、労働力の需給調査、各種職業訓練・紹介等の業務を充実するとともに、要すれば民間の職業教育訓練事業への助成、さらには労働力の流動化をはかるための住宅政策、公害対策等必要な社会保障制度の充実をはかるべきである。

(4) 教育訓練については、急速に進歩する新技術に適応し得る労働力を養成するため、技能労働者養成所を拡充整備するとともに、輸出産業を中心とする重要産業に必要な労働力を確保するために、国および産業界の格段の努力が必要であり、また相対的過剰といわれる中高年層に対しては、その知識、技能の陳腐化を防ぐための予防的再教育・再訓練の制度の確立をはかるべきである。

(5) 一般教育については、文教政策と雇用政策の調和をはかるべきである。すなわち、後期中等教育の多様化、職業課程充実あるいは併設高校の活用、昼間定時制高校の拡充等学校制度、訓練制度が相互に補完し合い、しかも制度として上級学校への進学資格等の開放性が与えられるための施策が必要である。とくに全般的教育制度の検討にあたっては、大学進学に関するフランスの制度が多くの示唆に富んだものといえよう。

しかしながら、これらの対策を効果的に実行するためには、産業界と教育界との間に生じがちな相互不信の感情を除去し、人間能力の開発と教育の機会均等という基本原則に立って、新しい産学協同の体制を確立することが必要であり、そのための忌憚ない意見交流の場を作らねばならない。

**提言 4 総合的な雇用政策推進のための労使経済会議の提唱**

昭和40年代の課題は、労働力不足の進行する中で、いかに経済の成長をはかるかという問題である。もはやこの段階において、雇用政策はそれ自身の枠の中のみで解決し得ない。それは

広く経済政策、社会政策全体の中で解決されねばならない。とくに技能労働力の不足に伴う労務費の上昇、消費者物価の上昇、資本自由化と国際競争の激化、さらにこれに対応するための企業の集中・合併等々、労使が共通に解決点を見出さねばならぬ難問が山積している。

この事態に対処するため、労使双方がより広い視野に立って、政府に対し総合的経済政策の策定・運営を要請することが必要である。

とくに、国際競争にさらされている第2次産業においては、政策の当否が直接労働者の福祉にはね返る傾向が強い。このため、関係官庁の主務担当者、学識経験者の協力の下に当面、製造業を中心とする民間労使の代表者が、企業を超えた国民経済的レベルにおいて、積極的な政策的発言を行なう場としての労使経済会議の設置を提唱するものである。

**砂野委員会協力者氏名 (順不同・敬称略)**

委員長	砂野	仁	当会総合委員、川崎重工業社長
主査	佐々木	孝男	経済企画庁総合計西局計西官
委員	今井	栄泰	前・川崎重工業東京支店調査部長 現・〃総務部付
	梅村	又次	一橋大学経済研究所教授
	小尾	恵一郎	慶応大学経済学部教授
	田沢	準一郎	労働省大臣官房労働統計調査部経済統計課長
	田中	博秀	前・経済企画庁総合計西局副計西官 現・徳島県庁企画開発部企画開発課長
	中村	厚史	経済企画庁経済研究所副主任研究官
	長沢	哲夫	経済企画庁総合計西局副計西官
	永山	貞則	総理府統計局調査部経済統計課長
	山下	不二男	労働省大臣官房労働統計調査部調査課長
	降矢	憲一	労働省大臣官房労働統計調査部調査課長補佐
	嶺	学	前・労働省大臣官房労働統計調査部調査課長補佐 現・関西大学講師
	五十嵐	圭三	労働省大臣官房労働統計調査部調査課長補佐
	並木	重治	前・経済企画庁総合計西局 現・労働省職業安定局雇用政策課
	並木	正吉	農業総合研究所雇用研究室長
	平井	和彦	労働省大臣官房労働統計調査部調査課
	飯尾	陸多	東洋レヨン(株)組織人事部人事第二課長
	福島	康	川崎重工業東京支店総務課長心得
	船越	昇	経済企画庁総合計西局東北開発室主査
	横溝	雅夫	経済企画庁調査局内国調査課課長補佐
	和光	俊彦	前・日本経済調査協議会主任研究員 現・東京電力(株)企画調査課

2 昭和42年度末において継続中の調査一覧表

委員会名	調査テーマ
木川田委員会 委員長 木川田一隆 主査 木村健康	自由経済の方向と企業のあり方
東畑委員会 委員長 東畑精一 主査 高橋長太郎	サービス産業の生産性とサービス価格のあり方 (本報告)
堀越委員会 委員長 堀越禎三 主査 嘉治元郎	わが国産業における競争の実態
岩佐委員会 委員長 岩佐凱実 主査 鈴木武雄 主査 川野重任 (農業金融分科会)	金融機構の再編整備
金子委員会 委員長 金子佐一郎 主査 番場嘉一郎	企業の資本構成のあり方—株主構成を含めて—
藤野委員会 委員長 藤野忠次郎 主査 川田侃	ベトナム情勢の変化とその経済的影響
北野委員会 委員長 北野重雄 主査 北野重雄	中小企業問題
東畑第2委員会 委員長 東畑精一 主査 高橋長太郎	マクロ・モデルによる医療費の研究

II 昭和42年度中に実施した海外調査機関との共同研究

昭和42年度中に実施した海外調査機関との共同研究の概要を、以下の通り報告する。

1. 経済協力開発機構(OECD)との共同研究

OECDの「経済成長と雇用の関係」に関する調査に、我が国は積極的に参加し、その成果を我が国の経済政策に反映させていくこととした。

2. 国際労働機関(ILO)との共同研究

ILOの「労働市場の状況と雇用の創出」に関する調査に、我が国は積極的に参加し、その成果を我が国の労働政策に反映させていくこととした。

3. 世界銀行(World Bank)との共同研究

世界銀行の「発展途上国の経済成長と雇用の関係」に関する調査に、我が国は積極的に参加し、その成果を我が国の経済政策に反映させていくこととした。

4. その他

その他、海外調査機関との共同研究として、経済協力開発機構(OECD)の「経済成長と雇用の関係」に関する調査に、我が国は積極的に参加し、その成果を我が国の経済政策に反映させていくこととした。

A 「経済成長と物価」

担当者 加藤 寛孝 氏

(アメリカの National Bureau of Economic Research, Inc. との共同研究の成果を  
42年10月, 調査報告 67-7 として発表)

B 「資本・技術の国際交流とその経済効果」

受入れ研究員 Dr. Janocha

(昭和42年6月より12月まで, 西ドイツのキール大学世界経済研究所より日経調へ派遣)

C 「アメリカにおけるエネルギー産業の概況

—原子力発電を中心として—

派遣員 神谷 克巳 (当会事務局調査部長)

(昭和42年8月より43年2月まで, アメリカの Resources for the Future, inc.  
に派遣)

D 「ヨーロッパにおける中小企業の実態

—主としてフランスを中心に—

派遣員 千代 浦 昌 道 (当会事務局研究員)

(昭和42年10月より, フランスの Institut français de promotion des petites et  
moyennes entreprises に派遣。 昭和43年9月帰国予定)

Ⅲ 昭和42年度中に発行した各種資料

A 調査報告書(8冊)

番号	報告書名	ページ数	発行年月
67-1	東南アジアの日本系企業 同付属資料(実態調査)	623 406	1967年 4月
2	成長するサービス産業 —その生産性と価格形成— (中間報告書)	186	5月
3	円の国際的地位	264	5月
4	わが国産業の再編成 <sup>(1)</sup> 同参考資料	726 241	6月
5	社会保障制度の再検討	386	7月
6	将来のエネルギー供給上の諸問題 —主として技術的観点より—	331	8月
7	経済成長と物価 <sup>(2)</sup>	268	10月
8	昭和40年代の雇用問題 付:雇用問題統計	471 453	11月

注 (1) 67-4 は「日本の産業再編成」の題名で42年9月至誠堂から出版された。  
(2) 67-7 は海外調査機関との共同研究である。

B. 翻訳資料(36冊)

番号	資料名	ページ数	発行年月
67-1	欧州経済共同体の経済情勢 —1966年第3・4半期報告—	50	1967年 4月
2	EEC 加盟に伴う英国産業の諸問題	79	4月
3	欧州石炭鉄鋼共同体におけるエネルギー 問題	204	4月
4	アフリカ連合協定の進展に伴う EEC と アフリカ連合諸国の貿易パターンの変化 およびその他の熱帯産品国に対する影響	66	5月
5	ヨーロッパ経済共同体の労働力ならびに 労働力移動に関する統計	41	5月
6	経済成長とインフレーション (Dr. Fabricant 講演)	18	6月
7	EEC に対する米国投資	28	6月
8	フランスの価格政策	40	6月
9	西ドイツの電力需給	14	6月
10	旧フランス連合諸国に対するフランスの 経済援助に関する報告書	25	6月
11	オランダにおける外資系工業会社	45	8月
12	西アフリカ関税同盟の現況と展望	65	8月
13	欧州単一資本市場の創設 —セグレ報告の概要—	30	8月
14	欧州経済共同体の経済情勢 —1966年第4・4半期報告—	174	8月
15	フィアット社のソ連工場建設をめぐる諸 問題 —米国下院国際貿易小委員会提出報告—	47	8月

番号	資料名	頁数	発行年月
16	ヨーロッパ資本市場の形成 — EEC 加盟国の現状と共同体の見通し—	86	12月
17	ビルマの石油事情	84	9月
18	欧州経済共同体の経済情勢 —1967年第1・4半期報告—	45	9月
19	EEC と EFTA の枠内における商品の原 産地証明に関する規則	138	12月
20	フランス繊維産業の問題点	105	11月
21	技術格差に関する EEC 委員会覚書	24	10月
22	ラテン・アメリカ自由貿易連合加盟国の 現行関税および課徴金制度要覧(改訂版)	98	11月
23	アメリカにおけるサービス部門の生産性 格差(暫定調査報告)	98	9月
24	西ドイツの対共産圏貿易促進政策	73	11月
25	イタリアの企業集中	68	12月
26	欧州経済共同体の経済情勢 —1967年第2・4半期報告—	41	12月
27	東西欧州間貿易の近況	43	11月
28	アメリカからみた対日直接投資の諸問題	27	1968年 1月
29	数字でみる西ドイツ経済	76	2月
30	経営者のための人間科学 —シカゴ大学ロナガン博士講演—	30	2月
31	画期的なドイツの「経済安定・成長促進法」	58	2月

番号	資料名	ページ数	発行年月
32	EEC と連合のアフリカ諸国における 第三国の経済進出の困難と可能性	54	2月
33	戦後の東欧およびソ連経済の発展	49	2月
34	EEC 第10年度の歩み (1966年4月1日～1967年3月31日)	242	2月
35	欧州経済共同体の経済情勢 —1967年第3・4半期報告—	44	2月
36	スイスの化学工業	36	3月

### C. 定期刊行物(7冊)

OECD Observer	ページ数	発行年月
The OECD Observer (No. 26)	32	1967年 2月
" (No. 27)	36	4月
" (No. 28)	32	6月
" (No. 29)	32	8月
" (No. 30)	36	10月
" (No. 31)	28	12月
" (No. 32)	32	1968年 2月



## A セミナー(6回)

○第14回(42年6月8日)

(1)「東南アジアの日本系企業」

講師：徳永委員会委員長・富士製鉄(株)専務取締役 徳永久次氏

(2)「円の国際的地位」

講師：佐藤委員会主査・一橋大学商学部教授 小泉 明氏

○第15回(42年6月23日)

「成長するサービス産業」

講師：東畑委員会主査・一橋大学経済学部教授 高橋長太郎氏

○第16回(42年7月12日)

「わが国産業の再編成」

講師：中山委員会委員・日本興業銀行取締役調査部長 翠川鉄雄氏

○第17回(42年9月18日)

「社会保障制度の再検討」

講師：安西委員会主査・前日本通運(株)副社長 入江厩男氏

○第18回(42年10月13日)

「将来のエネルギー供給上の諸問題」

講師：植村委員会主査・富士製鉄(株)専務取締役 徳永久次氏

植村委員会委員・石油開発公団企画室調査役 津村光信氏

○第19回(43年2月16日)

「昭和40年代の雇用問題」

講師：砂野委員会委員長・当会総合委員・川崎重工業(株)社長 砂野 仁氏

砂野委員会主査・経済企画庁総合計画局計画官 佐々木孝男氏

## B 調査部長会(3回)

○第26回(42年6月1日)

「東南アジア経済調査より帰って」

—ベトナム戦争の影響と評価—

講師：東南アジア経済調査団団長・住友商事専務取締役 本多英二氏

○第27回(42年11月28日)

「コンピューターと経営革命」

—アメリカ視察より帰って—

講師：当会総合委員・前日本開発銀行総裁 平田敏一郎氏

○第28回(43年3月29日)

「アメリカにおける原子力平和利用の現状と将来について」

講師：当会調査部長 神谷克巳

## C 会員懇談会(2回)

○42年8月1日(関西)

「わが国産業の再編成」

講師：中山委員会委員長・当会総合委員・(株)日本興業銀行頭取 中山素平氏

○42年12月1日

「経営者のための人間科学」

講師：シカゴ大学産業関係研究所所長 ロナガン氏

## D 講演会(2回)

○42年5月8日(会員会社調査部長)

「インフレーションと経済成長」

講師：ニューヨーク大学教授 フェブリカント氏

○42年5月9日(学識経験者)

「経済成長と物価について」

講師：ニューヨーク大学教授 フェブリカント氏



E その他、42年度中に開催した各種会合下記の通り。

運営委員会	2回
理事会	2回
総合委員会	5回
調査委員会	5回 (うち3回は総合委員会と兼ねて開催)
会員総会	1回
評議員会	1回
幹事会	1回

V 庶務事項

(1) 社団法人設立

当会発足5カ年を期し社団法人設立申請中であつたが、昭和42年8月末内閣総理大臣より許可、9月登記を完了した。

(2) 会員の状況

昭和43年3月末における当会会員数は162社、前年に比べて15社の増加となつた。

(3) 事務局の職員

昭和43年3月末における職員数は事務局長以下男子12名(嘱託1名、出向者6名を含む)、女子7名 計19名、前年に比べて女子1名増である。

昭和42年度 年次報告

昭和43年9月30日発行

法人 日本経済調査協議会

専務理事 青葉 翰 於

東京都千代田区丸の内3の10

富士製鉄ビル425号室

電話(211)7002, 7022, 5846~7

印刷：製本／有木綜合美術印刷